

逗子市国土強靱化地域計画 (案)

2023 年（令和 5 年）●月

逗子市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	地域特性と災害想定	2
1	地域特性	2
2	災害想定	8
第3章	基本目標と事前に備えるべき目標	13
1	基本目標	13
2	事前に備えるべき目標	13
第4章	リスクシナリオと強靱化施策分野の設定	14
1	想定するリスク	14
2	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	14
3	施策分野の設定	16
4	施策の重点化	16
第5章	脆弱性の分析・評価と対応方策	17
1	脆弱性の分析・評価の考え方	17
2	リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価と対応方策	17
目標1	直接死を最大限防ぐ。	18
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	44
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する。	58
目標4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	62
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない。	68
目標6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	74
目標7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	80
目標8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	88
第6章	計画の推進と進捗管理	102
1	本計画に基づき実施する事業	102
2	計画の見直し	102
別紙	個別事業一覧	

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、2014年（平成26年）6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定されました。

国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

神奈川県では、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、神奈川県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を2017年（平成29年）3月に策定し、国土強靱化を巡る新たな動向や、国の基本計画の修正を踏まえ、2022年（令和4年）3月に県地域計画の修正を行っています。

これら、国や県の動きを受け、逗子市（以下、「本市」という。）においても、今後起こり得る大規模自然災害に備え、どのような大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命・身体及び財産を守れるよう、強靱化に関する指針となる「逗子市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付け、また、基本法第14条に基づき、基本計画や県地域計画との調和を保ちます。

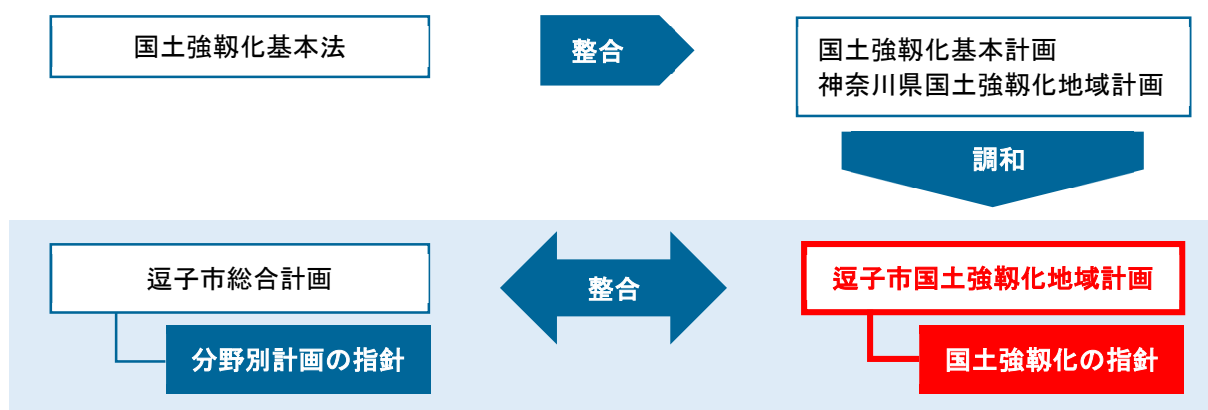


図1 本計画の位置付け

3 計画期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行います。

第2章 地域特性と災害想定

1 地域特性

(1) 自然的条件

① 位置及び面積

本市は、神奈川県南東、三浦半島の付け根に位置し、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は海岸線 4.16km で相模湾に面しています。市域は東西 6.96km、南北 4.46km、周囲 21.20km、面積は 17.28km²です。



図2 本市の位置図

② 地形

本市の地形は、市の南西から北北西にかけて三方を丘陵性の山地に囲まれ、西に海を臨む特徴的な地形構造を持っています。市のほぼ中央部を田越川が東から西へ流れ、他の小河川の主流をなしています。丘陵と平地が接する部分には、谷戸と呼ばれる細かく入り込んだ谷が見られます。このような地形特性から自然豊かな地域であるとともに、土砂災害、洪水、津波災害など、多様な自然災害に見舞われるリスクを保有しています。

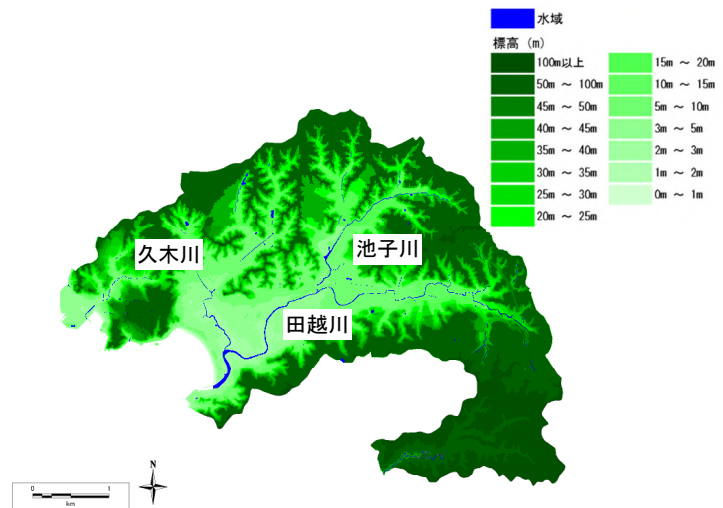


図3 標高分布

注. 標高及び水域は、国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成

③ 地質

本市を囲む丘陵地は新生代第三紀の堆積岩を基盤として、堆積岩の風化した礫や泥が覆い、その上に関東ローム層と腐植土が覆っています。第三紀の地層は東西方向に広がり、北に傾斜しています。南側の丘陵地の斜面はなだらかで崖地が少なく、北側の斜面は風化した第三紀の急峻な崖地となっている部分が多く見られます。

本市の中心部を形成する田越川と久木川が形成した沖積低地には二つの河川が運んだ砂泥が厚く堆積しており、最大でおよそ 30m になる場所もあります。南西部の田越川の河口から国道 134 号線沿いに海岸砂丘が発達していて砂泥の上に砂の層が見られます。

小坪地域では入り組んだ谷戸には砂泥が薄く堆積しています。小坪漁港南部では第三紀層と礫からなる磯浜海岸が見られますが、漁港付近にはかつての砂浜は無く、大きく改変された人工地盤になっています。

④ 気候

本市の気温は年平均 16℃前後、雨量は年間 1,500mm 前後、平均湿度は 70%前後で、季節的には夏季多雨多湿、冬季少雨乾燥の太平洋側気候に属します。梅雨前線や台風の影響を受けやすく、梅雨時期の 6、7 月、台風時期の 9、10 月に降雨量が多いため、6 月から 10 月の雨量の多い時期に、土砂災害や洪水災害の発生する可能性が高まります。

表 1 過去 10 年間の気象状況

年	平均温度 (℃)	最高温度 (℃)	最低温度 (℃)	平均湿度 (%)	降雨量 (mm)
平成23年	15.8	33.8	-3.8	64.6	1,283.00
平成24年	15.4	34.1	-4.7	64.3	1,800.50
平成25年	16.1	34.6	-2.8	61.8	1,167.00
平成26年	15.7	35.0	-2.5	62.7	1,456.00
平成27年	16.2	33.8	-4.1	71.0	1,588.00
平成28年	16.4	33.8	-5.2	77.8	1,475.50
平成29年	15.8	35.7	-3.3	76.5	1,623.50
平成30年	16.6	34.6	-5.2	79.1	1,247.50
令和元年	16.5	34.0	-1.7	78.3	1,581.00
令和2年	16.6	34.2	-1.0	80.8	1,524.00

注. 数値は各年版の統計ずしより引用。ただし、2011 年（平成 23 年）のみ 2012 年（平成 24 年）版の統計ずしを引用。

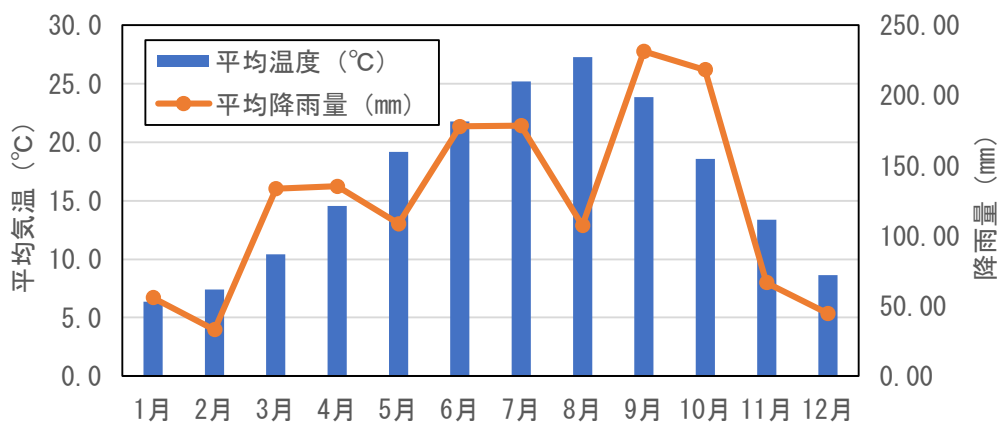


図 4 過去 5 年間の平均温度と平均降雨量

注. 各年版の統計ずしの数値を用いて作成。

(2) 社会的条件

① 人口及び世帯数

2022年(令和4年)10月1日現在で、本市の人口は56,609人、世帯数は25,128世帯です。本市の人口は、昭和40年代の宅地開発により急増しましたが、昭和50年代以降、宅地開発が減少したことにより人口の増加が止まり横ばいとなりました。その後は、平成21年(2009年)の58,738人^{*}をピークに減少傾向となり、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の将来推計人口によると、2045年(令和27年)には約45,000人まで減少すると推計されています。一方で、世帯数は昭和40年代以降、増加傾向を続けており、人口減・世帯数増のため、一世帯当たり人員は減少しています。

年齢階層別の推計人口は、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少、老年人口は2040年(令和22年)までは増加し、2050年(令和32年)以降からは減少に転じています。年齢階層別の推計人口割合は、2050年(令和32年)以降に老年人口割合が低下しますが、全体の傾向は生産年齢人口割合が低下し、老年人口割合が上昇しています。

昼夜間別の人口は、昼間人口が夜間人口の8割程度と、流出人口(他の地域へ通勤等する人口)が流入人口(他の地域から通勤等してくる人口)よりも多くなっています。このため、年齢構成割合が昼夜間で異なり、昼間では年少人口と老年人口の割合が増しています。

津波や洪水などの災害からの避難は、住民同士の助け合いである「共助」の重要性が指摘されています。人口減少及び少子高齢化、一世帯当たり人員の減少により、住民同士のつながりが希薄になることで、災害から逃げ遅れる住民が増える可能性があり、また昼間に災害が発生すると15～64歳の年齢層の割合が低いため、共助の担い手となる住民が減ることから、夜間よりも災害から逃げ遅れる住民が増える可能性があります。

^{*}推計人口による2009年(平成21年)10月1日現在の人口。推計人口とは、国勢調査による人口を基礎とし、毎月の移動人口を加減して算出する人口のことです。

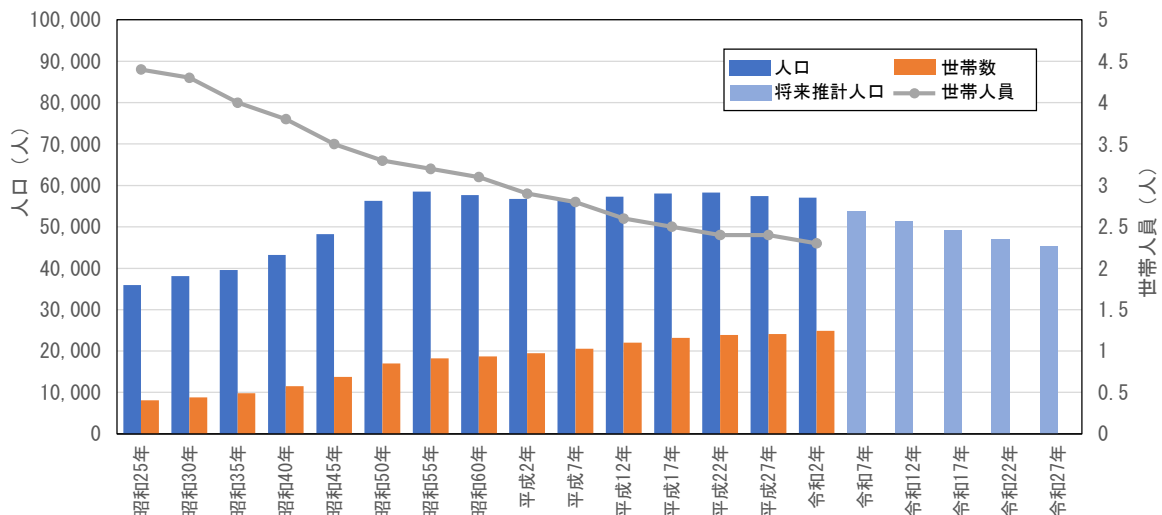


図5 総人口の推移

注. 2020年(令和2年)以前は、総務省「国勢調査」による人口。2025年(令和7年)以降は、社人研の将来推計人口。

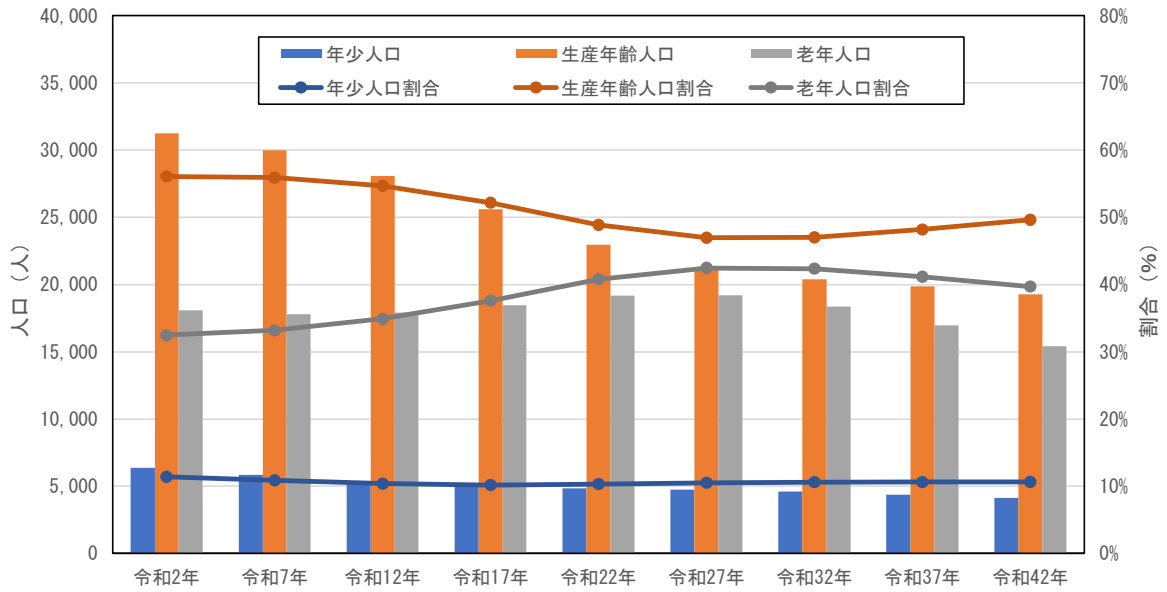


図 6 年齢階層別人口

注. 年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

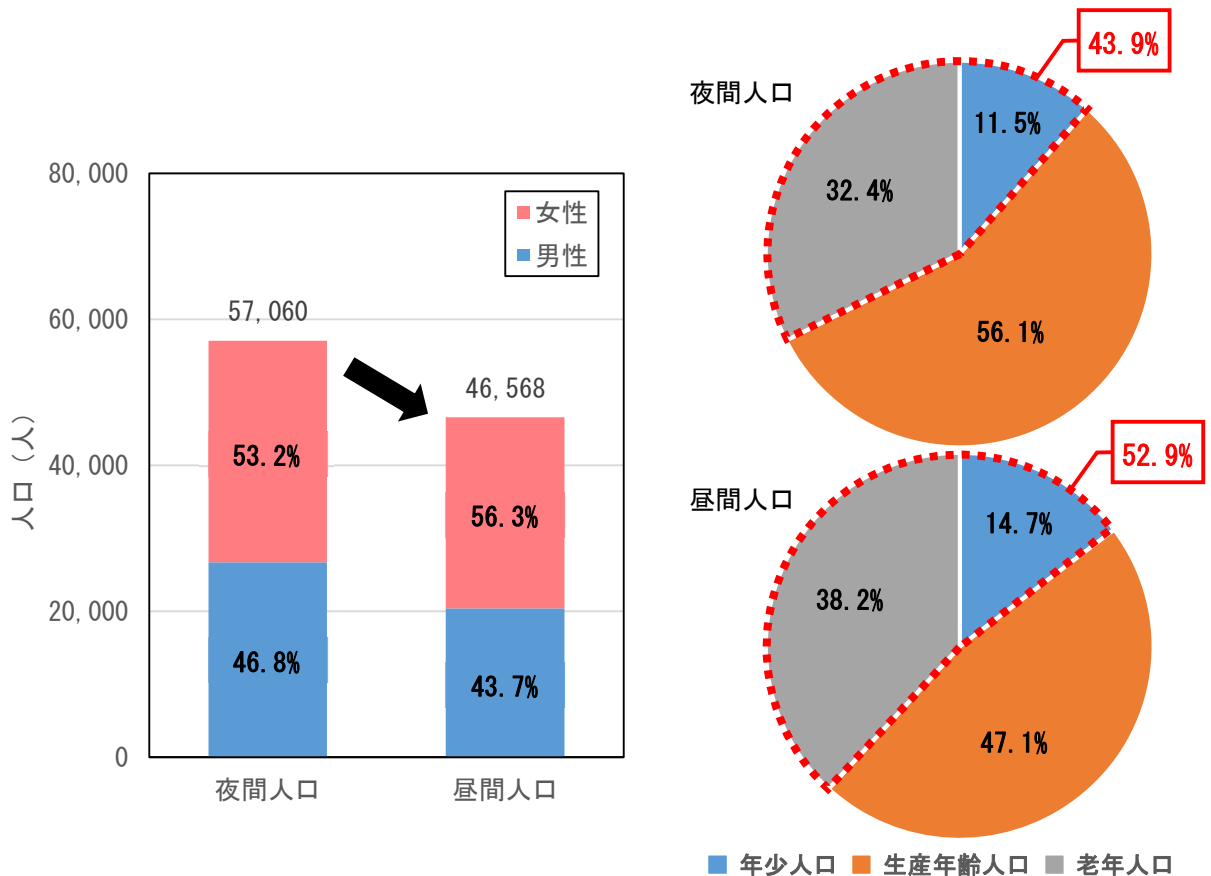


図 7 昼間・夜間人口 (左図：男女別人口、右図：年齢構成別人口)

注. 年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

② 土地利用

本市の用途地域別面積は、第一種低層住居専用地域が499haで最も多く全体の60%を占め、住居系の用途地域が93%を占めています。このため、災害による被害は、工場生産の停止等による経済的被害よりも、住居系の建物被害や人的被害が中心になると考えられます。

表 2 用途地域別面積（2021年（令和3年）3月31日現在）

種別	面積 (ヘクタール)	比率 (%)
第一種低層住居専用地域	499	60
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	59	7.1
第二種中高層住居専用地域	1	0.1
第一種住居地域	200	24
第二種住居地域	15	1.8
準住居地域	—	—
田園住居地域	—	—
近隣商業地域	38	4.6
商業地域	18	2.2
準工業地域	1.9	0.2
工業地域	—	—
工業専用地域	—	—
計	832	100

注. 「面積（ヘクタール）」の数字は、「逗子都市計画図地域地区用途地域」の値であるため、小数点有無が混在する。

出典：逗子市、令和2年度統計ずし（令和3年12月）

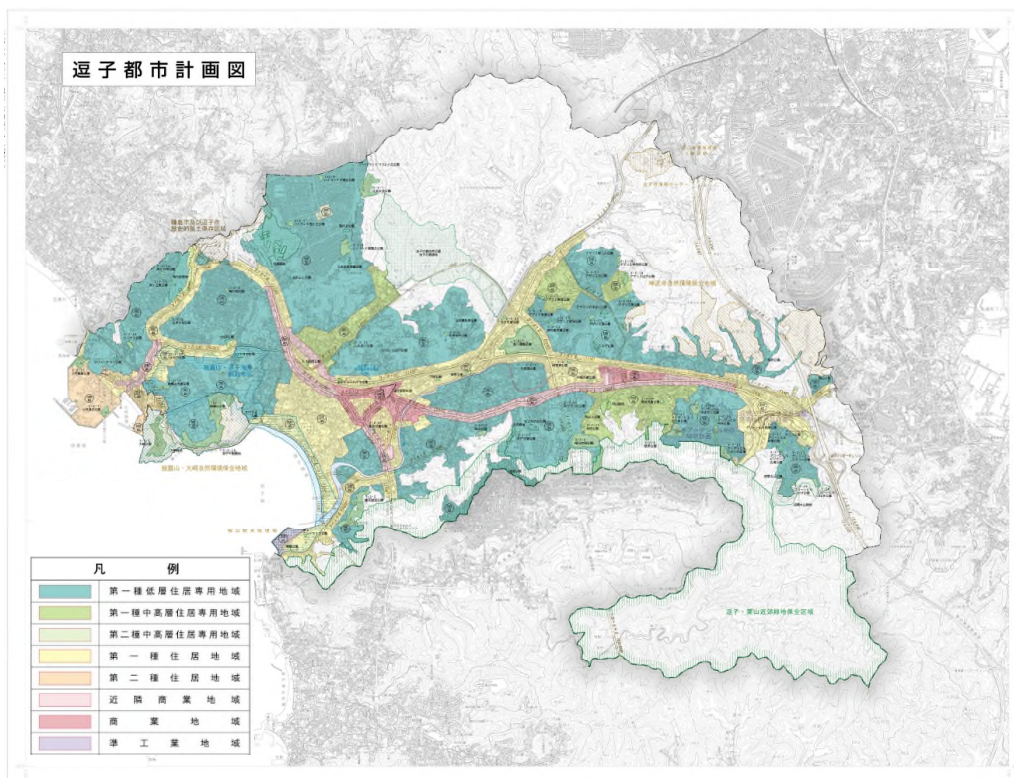


図 8 用途地域分布

出典：逗子市、逗子都市計画図（令和元年9月1日一部変更）を一部加工

③ 産業

2021年（令和3年）の経済センサス-活動調査によると、本市の事業所数は、1,847事業所あり、第三次産業が90.7%を占めている。従業者数は、卸売・小売業が2,900人と医療、福祉に次いで多いです。市民が逗留らしさを感じる風景や場所として、逗子海岸を挙げる人が最も多いように、本市では、遠浅で波静かな逗子海岸は海水浴場を始めとした、ウィンドサーフィンやヨットなどのマリンスポーツを楽しめる環境であり、商業、サービス業が主要な産業となっています。このため、災害時には、住民だけではなく観光客の災害対策が必要になります。

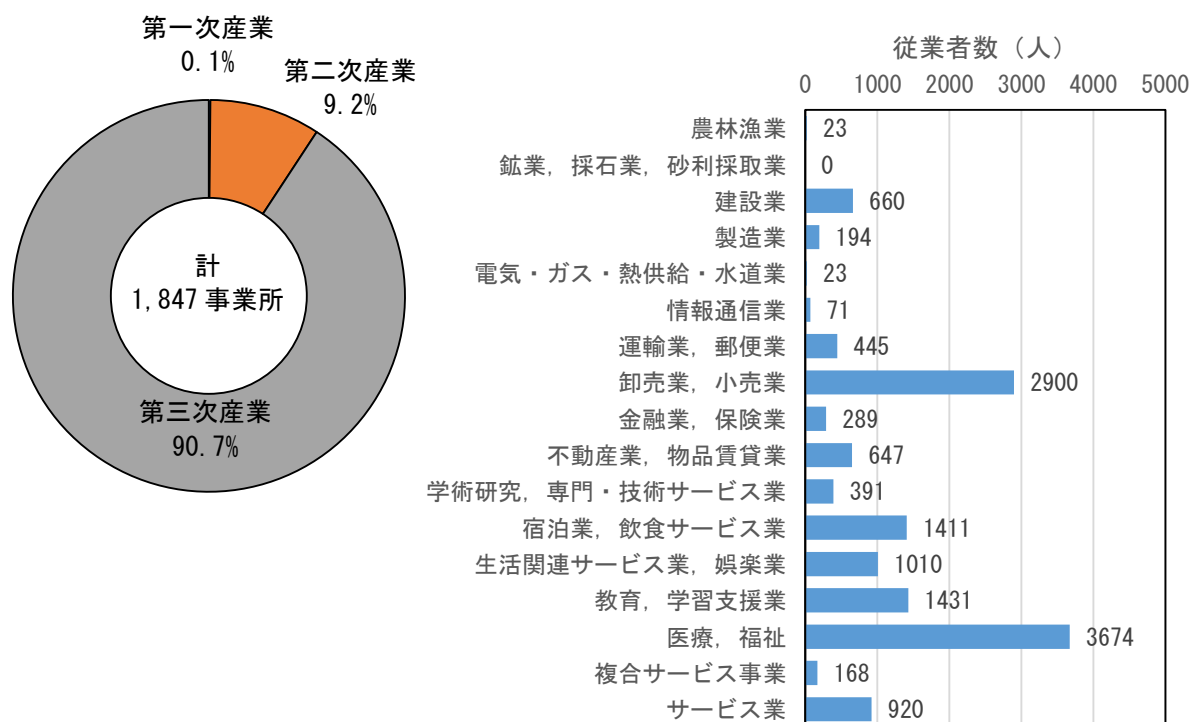


図 9 産業別事業所割合、従業者数

出典：総務省・経済産業省、令和3年経済センサス-活動調査

④ 交通

本市の幹線道路は、横浜横須賀道路、逗葉新道、国道134号のほか、県道24号（横須賀逗子）、県道205号（金沢逗子）、県道207号（森戸海岸）、県道217号（逗子葉山横須賀）、県道311号（鎌倉葉山）の県道5路線が隣接地域への接続道路となっています。幹線道路は、海岸沿いと谷筋に沿って延びており、他の自治体とは基本的にトンネルで連結されます。

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社の横須賀線、京浜急行電鉄株式会社の逗子線が運行しており、市内には横須賀線は東逗子駅と逗子駅、逗子線は神武寺駅と逗子・葉山駅の4駅が位置します。

道路、鉄道沿いの崖、急傾斜地で土砂災害が発生すると、交通が遮断される可能性があり、避難経路や支援を受けるための供給ルートが途絶する可能性があります。

2 災害想定

(1) 地震災害

神奈川県では、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）（以下、「県被害想定」という。）を実施しています。県被害想定によると、本市では、「大正型関東地震」による被害が最も大きくなると想定され、全壊棟数が約 4,100 棟、死者数が約 1,860 人発生すると想定されています。また、田越川沿いを中心に液状化危険度が極めて高い地域が分布しています。

表 3 想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	本市の最大震度	発生確率
大正型関東地震	8.2	6 強	30 年以内ほぼ 0%~5% (200 年から 400 年の発生間隔)

注. 発生確率は、文部科学省、地震調査研究推進本部（平成 27 年 1 月 14 日現在）、内閣府、中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（平成 25 年 12 月）等による評価

出典：神奈川県、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）をもとに作成

表 4 逗子市の被害想定結果

項目	想定地震	大正型 関東地震
建物被害	全壊棟数	4,100 棟
	半壊棟数	5,570 棟
火災被害	出火件数	10 件
	焼失棟数	1,030 棟
死傷者数	死者数	1,860 人
	重症者数	120 人
	中等症者数	840 人
	軽症者数	980 人
避難者数	1日目~3日目	29,510 人
	4日目~1週間後	28,380 人
	1ヶ月後	20,650 人
要配慮者	避難者	5,210 人
	断水人口	5,740 人
	家屋被害	5,010 人
帰宅困難者数	直後	2,020 人
	1日後	2,020 人
	2日後	2,020 人
自力脱出困難者（要救出者）		660 人
ライフライン	上水道（断水人口・直後）	34,620 人
	下水道（機能支障人口）	4,830 人
	都市ガス（供給停止件数）	22,380 戸
	LPガス（供給支障数）	70 戸
	電力（停電件数）	41,470 軒
	通信（不通回線数）	21,430 回線
エレベータ停止台数		50 台
災害廃棄物量		95 万トン

出典：神奈川県、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）をもとに作成

(2) 津波災害

神奈川県では、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震を対象として津波浸水予測を実施し、津波浸水想定図（平成 27 年 3 月）を公表しています。本市では、津波浸水想定図をもとに、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）、相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）、元禄関東地震タイプ、元禄関東地震タイプと国府津－松田断層帯地震の連動地震、慶長型地震の 5 つの地震による浸水域と浸水深が最大となるように重ね合わせた「逗子市津波ハザードマップ」を作成しています。小坪地区では、最大の津波の高さが 12.8m、津波の到達時間が最速で 9 分、逗子地区では、最大の津波の高さが 10.4m、津波の到達時間が最速で 10 分と想定されています。

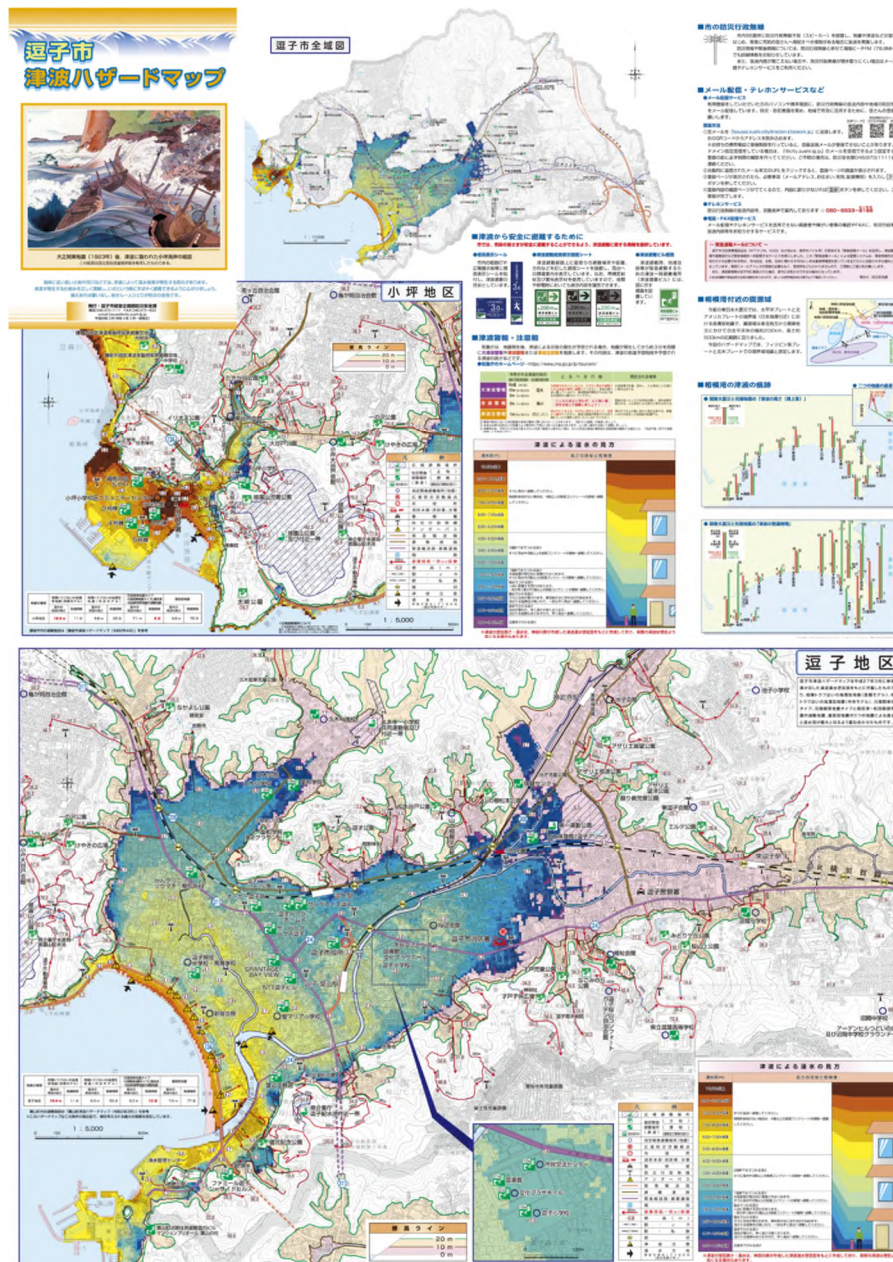


図 10 逗子市津波ハザードマップ（上：逗子市全域及び小坪地区、下：逗子地区）

出典：逗子市、逗子市津波ハザードマップ（令和 4 年 3 月一部修正）

(3) 風水害

神奈川県が、土砂災害防止法に基づく基礎調査の後に指定をした土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）のほか、神奈川県が作成した田越川洪水浸水想定区域図（想定雨量 24 時間総雨量 314mm）と、本市が作成した内水による浸水想定区域（大規模な大雨（時間最大雨量 64.9mm）により内水による浸水が発生した場合の浸水想定区域）をもとに、「逗子市土砂災害等ハザードマップ」（令和 4 年 1 月）を作成しています。土砂災害は、土石流が土砂災害警戒区域 45 箇所、土砂災害特別警戒区域 20 箇所、急傾斜地の崩壊が土砂災害警戒区域 119 箇所、土砂災害特別警戒区域が 117 箇所指定※されており、市全域に広く分布しています。また、洪水及び内水の浸水想定は、市の中心部を流れる田越川の左岸側を中心に、浸水する深さが 0.5m～3.0m の範囲が広がります。

※2022 年（令和 4 年）7 月 12 日現在

出典：神奈川県ホームページ（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 告示図書）

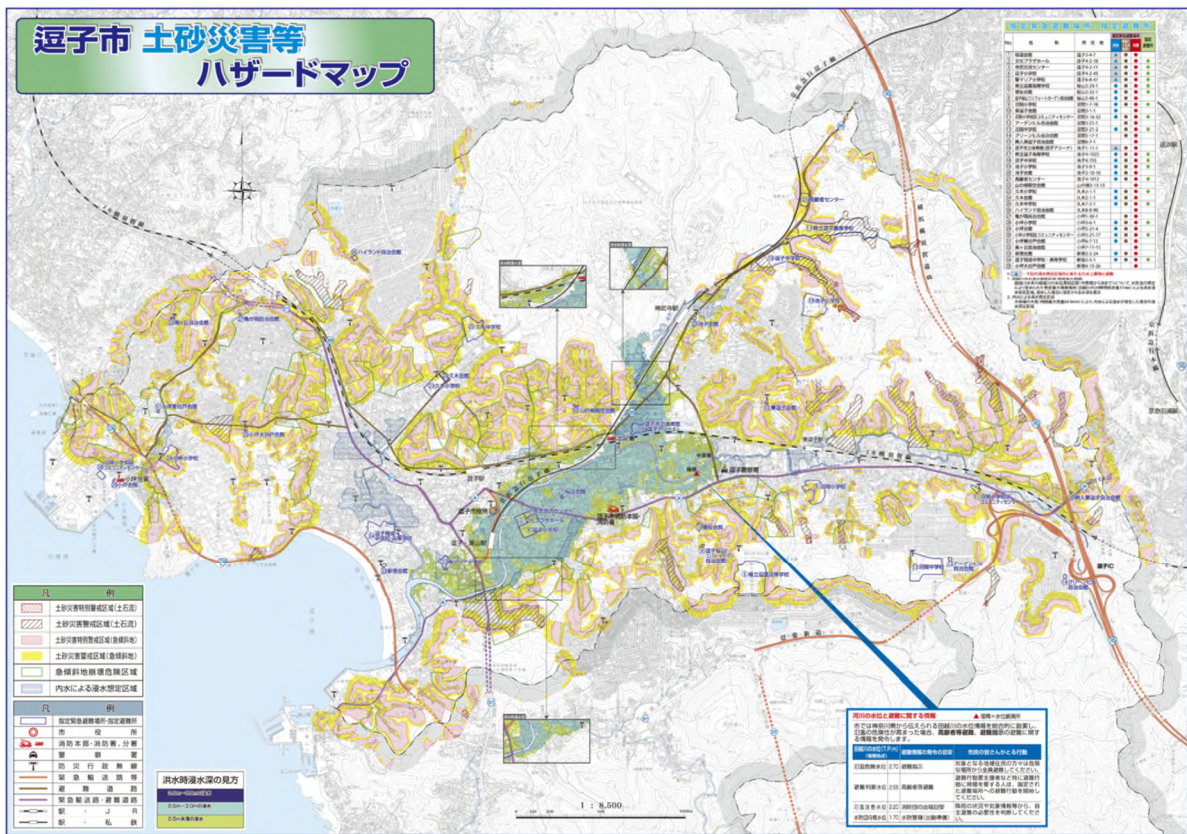


図 11 逗子市土砂災害等ハザードマップ

出典：逗子市、逗子市土砂災害等ハザードマップ（令和 4 年 1 月）

近年では、2017年（平成29年）10月の台風21号、2019年（令和元年）9月の台風15号（令和元年房総半島台風）、2019年（令和元年）10月の台風19号（令和元年東日本台風）において多数の被害が発生しました。

2017年（平成29年）10月台風21号では、高潮警報が発表され、消波工の崩落、護岸の損傷、フェンスの破損等、漁港において多数の被害がありました。

令和元年房総半島台風では、最大瞬間風速36.8m/sを記録し、20件を超える住居被害と10件を超えるがけ崩れ、70件を超える倒木の被害が発生し、倒木の影響により約4,900世帯の停電が発生しました。

令和元年東日本台風では、降り続く雨により総雨量174mmを記録し、50件を超える建物被害と40件を超える倒木、約1,166世帯の停電が発生しました。また、倒木によるトンネルの片側通行や高潮の影響で国道134号線と県道207号の一部が通行止めとなるなど、市民生活に大きな影響を与えました。

1950年（昭和25年）以降に本市に被害をもたらした主な土砂災害等の履歴は以下のとおりです。本市では、特に倒木やがけ崩れが多く発生しています。近年の災害の激甚化・頻発化のため、これまでに経験していない大規模な災害が発生する可能性があります。

表5 昭和25年以降に本市に被害をもたらした主な災害履歴

番号	発生年月日	災害の名称	被害状況
1	昭和31年10月30日	集中豪雨	死者1、負傷者3、全壊8、半壊2、一部破損7、床上浸水348、床下浸水1,000、崖崩れ30
2	昭和36年6月28日	集中豪雨	負傷者3、全壊3、半壊4、床上浸水1,636、床下浸水1,491、崖崩れ40
3	昭和41年6月28日	台風4号	全壊1、半壊2、一部破損3、床上浸水120、床下浸水320、崖崩れ72
4	昭和41年9月2日	台風第26号	全壊1、半壊8、一部破損16
5	昭和45年7月1日	集中豪雨	死者2、負傷者3、全壊2、床上浸水24、床下浸水187、崖崩れ33
6	昭和48年11月9日	集中豪雨	全壊1、半壊1、床上浸水40、床下浸水279、崖崩れ49
7	昭和49年7月8日	集中豪雨	一部破損6、床上浸水97、床下浸水169、崖崩れ43
8	昭和54年10月19日	台風第20号	負傷者3、一部破損179、床上浸水1、床下浸水1、崖崩れ17
9	昭和55年10月22日	台風第24号	床上浸水2戸、床下浸水35戸、崖崩れ6件、道路冠水6件
10	昭和57年8月1日	台風第10号	仮設海の家損壊75戸、崖崩れ9件、樹木・堀の倒壊5件、風害2件
11	昭和57年9月11日	台風第18号	家屋被害25戸、床上浸水181戸、床下浸水219戸、崖崩れ45件、道路冠水16件
12	昭和60年6月30日	台風第6号	崖崩れ17件、風害34件
13	平成2年9月30日	台風第20号	床上浸水1戸、床下浸水5戸、崖崩れ3件、道路冠水5件
14	平成16年10月9日	台風第22号	家屋被害24戸、床上浸水2戸、床下浸水2戸、崖崩れ14件、倒木36件
15	平成23年9月21日	台風第15号	家屋被害70戸、塀等倒壊14件、崖崩れ3件、倒木21件、道路冠水2件
16	平成24年6月19日	台風第4号	家屋被害12戸、塀等倒壊2件、倒木15件
17	平成28年8月21日	台風第9号	建物被害2戸、倒木4件
18	平成29年8月1日	大雨	建物被害1戸、床上浸水1、床下浸水1、道路冠水1件
19	平成29年10月22日	台風第21号	負傷者（軽症）1、塀等倒壊1、倒木8件、約4000世帯の停電、小坪漁港で護岸の損傷等10件
20	令和元年9月8日	台風第15号	建物被害34戸、崖崩れ9件、倒木71件、港湾被害12件、停電約4,900世帯
21	令和元年10月12日	台風第19号	負傷者（軽症）1、建物被害51戸、崖崩れ3件、倒木44件、停電約1,166世帯
22	令和3年1月	大雨	人的被害1件、住家被害1件、倒木6件、崖くずれ17件、道路冠水10件

出典：逗子市、逗子市地域防災計画風水害等対策計画編（令和3年度改訂）をもとに作成

(4) 高潮災害

神奈川県では、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に想定される浸水の区域、浸水した場合に想定される浸水の深さ、浸水の継続時間を示した「高潮浸水想定区域図」（令和3年5月）を作成しています。本市では、これをもとに、「高潮ハザードマップ」（令和4年1月）を作成しています。主に、田越川及び久木川から氾濫が発生し、川沿いを中心に浸水する深さが最大で1.0～3.0mの範囲が広がります。

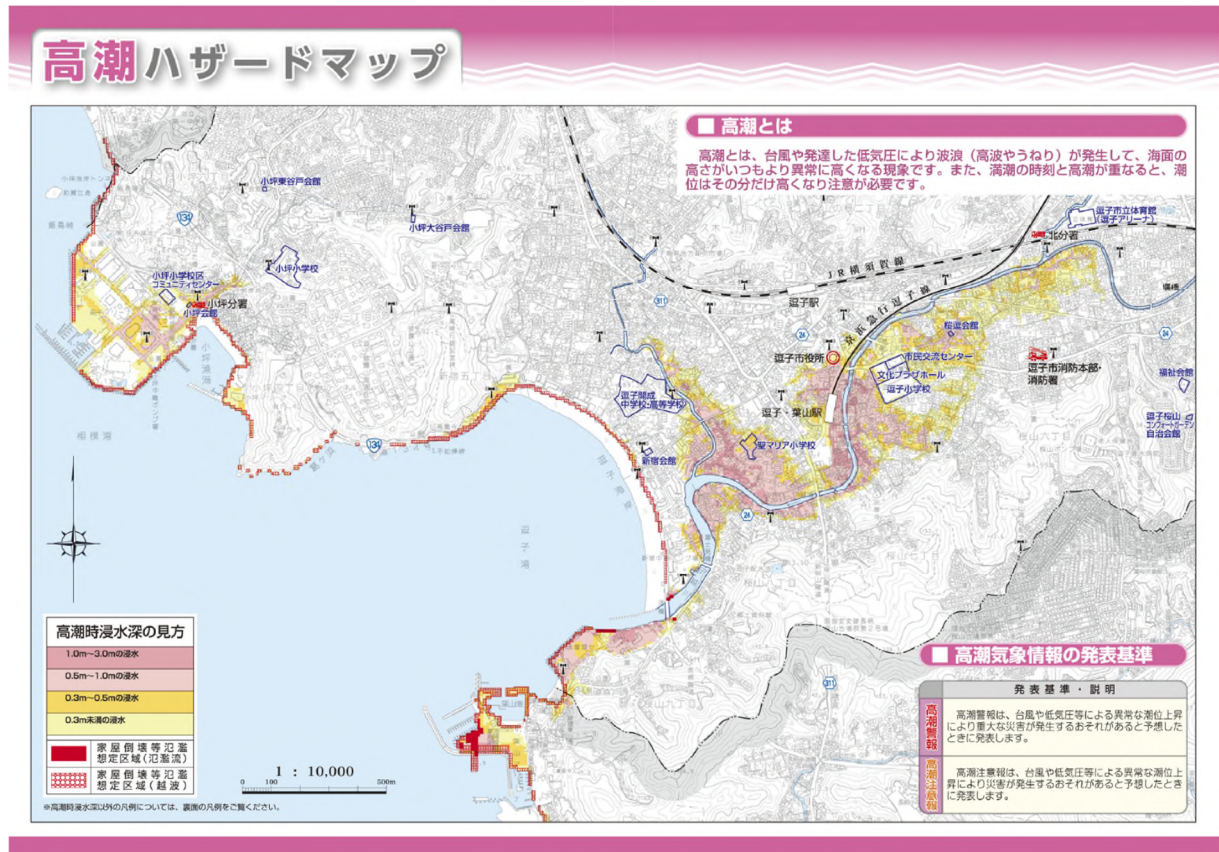


図 12 高潮ハザードマップ

出典：逗子市、高潮ハザードマップ（令和4年1月）

第3章 基本目標と事前に備えるべき目標

1 基本目標

本計画では、基本計画や県地域計画が掲げる基本目標を踏まえて、以下の4つを基本目標として設定しました。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標の実現に向け、本市の強靱化を推進し達成すべき目標として、基本計画や県地域計画を踏まえて、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定しました。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 リスクシナリオと強靱化施策分野の設定

1 想定するリスク

想定するリスクは、本市において想定される大規模自然災害全般とします。

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、当面大規模自然災害を想定した評価を実施します。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

第3章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成する上で妨げとなる事態として、国の基本計画で示された起きてはならない最悪の事態（以下、「リスクシナリオ」という。）を踏まえて、本市の地域特性を考慮して、以下の38つのリスクシナリオを設定しました。

表6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（その1）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

表 6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（その2）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止に伴う下水道の使用停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-5	森林等の被害による市域の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、地域住民、ボランティア等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するための施策を整理するため、以下の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能／警察・消防／防災教育等
- ② 住宅・都市・交通・国土保全
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 情報通信
- ⑤ 産業・物流・エネルギー
- ⑥ 環境・農林水産

【横断的分野】

- ⑦ リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

4 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。

本市では、人命の保護を最優先とする観点から施策の重点化を図ることとします。表6のリスクシナリオのうち、重点化すべき施策により回避する「リスクシナリオ」を次のとおり選定しました。

表7 重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生

第5章 脆弱性の分析・評価と対応方策

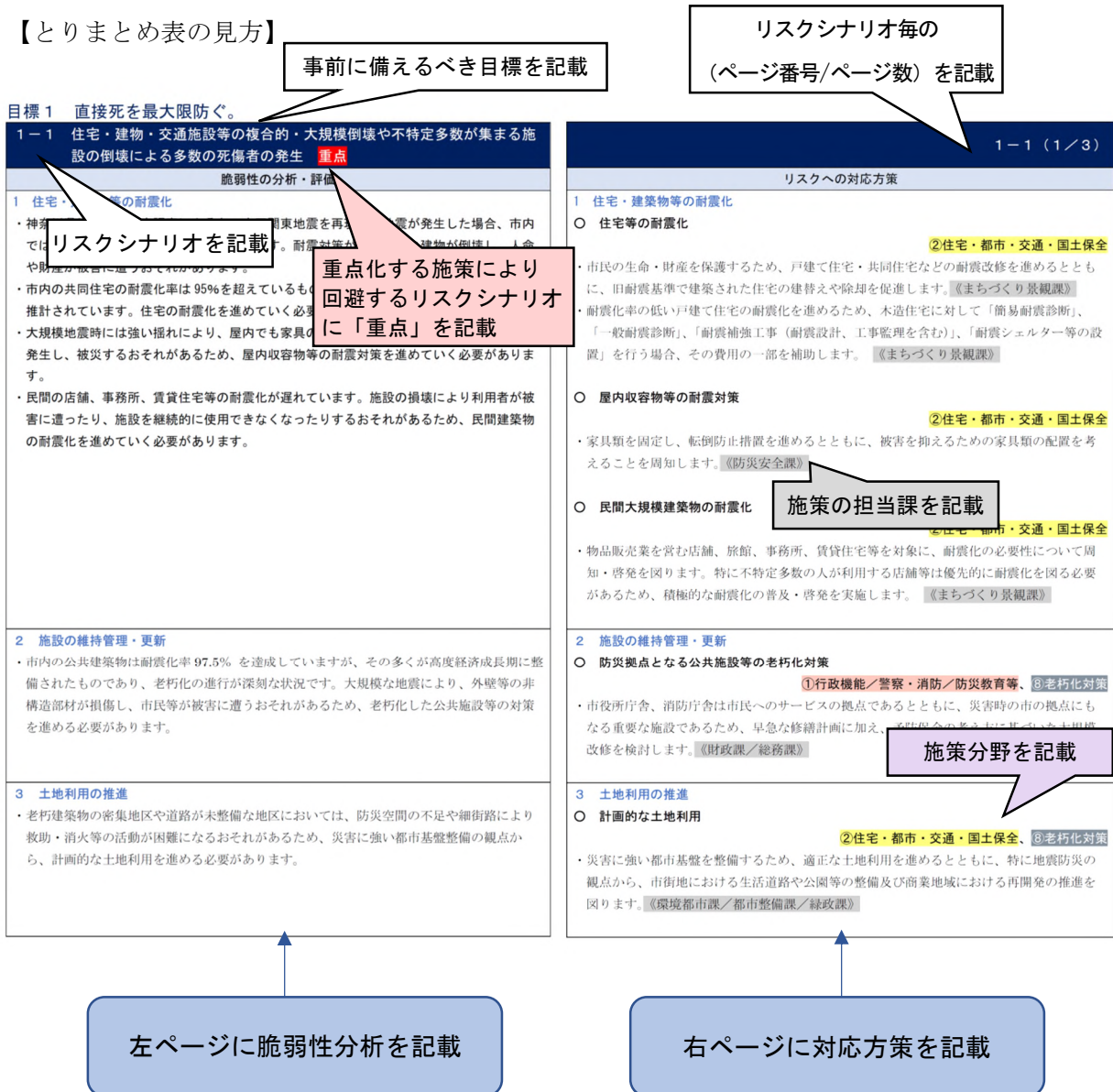
1 脆弱性の分析・評価の考え方

脆弱性の分析・評価とは、地域の強靱化を進める上で前提となる、リスクシナリオに対する地域の弱点を洗い出す重要なプロセスです。脆弱性の分析・評価を出発点に、問題点を整理し、これから何をすべきか（リスクへの対応方策）を考え推進していくためのものです。

2 リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価と対応方策

38つのリスクシナリオごとに、本市が取り組んでいる国土強靱化に資する施策等から、本市における国土強靱化の脆弱性の分析・評価を実施しました。併せて、リスクシナリオの回避に向けて、現状を改善するための対応方策を取りまとめました。結果を、とりまとめ表として以降のページに掲載します。

【とりまとめ表の見方】



目標 1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 住宅・建築物等の耐震化

- ・神奈川県地震被害想定調査によると、大正関東地震を再現した地震が発生した場合、市内では最大震度 6 強の揺れが想定されています。耐震対策が十分でない建物が倒壊し、人命や財産が被害に遭うおそれがあります。
- ・市内の共同住宅の耐震化率は 95% を超えているものの、戸建て住宅の耐震化率は 81.8% と推計されています。住宅の耐震化を進めていく必要があります。
- ・大規模地震時には強い揺れにより、屋内でも家具の転倒やガラスの飛散、天井の脱落等が発生し、被災するおそれがあるため、屋内収容物等の耐震対策を進めていく必要があります。
- ・民間の店舗、事務所、賃貸住宅等の耐震化が遅れています。施設の損壊により利用者が被害に遭ったり、施設を継続的に使用できなくなったりするおそれがあるため、民間建築物の耐震化を進めていく必要があります。

2 施設の維持管理・更新

- ・市内の公共建築物は耐震化率 97.5% を達成していますが、その多くが高度経済成長期に整備されたものであり、老朽化の進行が深刻な状況です。大規模な地震により、外壁等の非構造部材が損傷し、市民等が被害に遭うおそれがあるため、老朽化した公共施設等の対策を進める必要があります。

3 土地利用の推進

- ・老朽建築物の密集地区や道路が未整備な地区においては、防災空間の不足や細街路により救助・消火等の活動が困難になるおそれがあるため、災害に強い都市基盤整備の観点から、計画的な土地利用を進める必要があります。

リスクへの対応方策

1 住宅・建築物等の耐震化

○ 住宅等の耐震化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・市民の生命・財産を保護するため、戸建て住宅・共同住宅などの耐震改修を進めるとともに、旧耐震基準で建築された住宅の建替えや除却を促進します。《まちづくり景観課》
- ・耐震化率の低い戸建て住宅の耐震化を進めるため、木造住宅に対して「簡易耐震診断」、「一般耐震診断」、「耐震補強工事（耐震設計、工事監理を含む）」、「耐震シェルター等の設置」を行う場合、その費用の一部を補助します。《まちづくり景観課》

○ 屋内収容物等の耐震対策

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・家具類を固定し、転倒防止措置を進めるとともに、被害を抑えるための家具類の配置を考えることを周知します。《防災安全課》

○ 民間大規模建築物の耐震化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・物品販売業を営む店舗、旅館、事務所、賃貸住宅等を対象に、耐震化の必要性について周知・啓発を図ります。特に不特定多数の人が利用する店舗等は優先的に耐震化を図る必要があるため、積極的な耐震化の普及・啓発を実施します。《まちづくり景観課》

2 施設の維持管理・更新

○ 防災拠点となる公共施設等の老朽化対策

①行政機能／警察・消防／防災教育等、③老朽化対策

- ・市役所庁舎、消防庁舎は市民へのサービスの拠点であるとともに、災害時の市の拠点にもなる重要な施設であるため、早急な修繕計画に加え、予防保全の考え方に基づいた大規模改修を検討します。《財政課／総務課》

3 土地利用の推進

○ 計画的な土地利用

②住宅・都市・交通・国土保全、③老朽化対策

- ・災害に強い都市基盤を整備するため、適正な土地利用を進めるとともに、特に地震防災の観点から、市街地における生活道路や公園等の整備及び商業地域における再開発の推進を図ります。《環境都市課／都市整備課／緑政課》

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

4 空き家対策

- ・2018年（平成30年）の住宅土地統計調査によると、市内では利用目的の決まっていない空き家が1,690戸あり、荒廃した家屋も目立つ状況となっています。管理不全な空き家は災害時に倒壊し、近隣住民や通行人が被害に遭うおそれがあるため、空き家問題の解消に取り組む必要があります。

5 避難路・避難場所の確保

- ・避難所及び避難場所の不足により、被災しても行き場のない市民が発生するおそれがあります。
- ・避難路や避難場所を確保することで、防災性の向上を図る必要があります。
- ・公共施設のバリアフリー化が不十分であると、高齢者や障がい等のある方が避難をためらい、逃げ遅れるおそれがあります。
- ・災害により電柱等が倒壊した場合、通行人への被害や道路の寸断が発生するおそれがあります。

リスクへの対応方策

4 空き家対策

○ 空き家対策の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・地域住民や関係団体と連携し、空き家の抑制・適正管理を図ります。《まちづくり景観課》
- ・空き家の所有者及び利用希望者に対し売却や利活用に向けた提案等を行い、流通・利活用を促進します。《まちづくり景観課》

5 避難路・避難場所の確保

○ 避難所及び避難場所の確保・整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・災害に即した避難所の整備・確保を進めるとともに、市街地の緑化と連動した安全な避難場所づくりに努めます。《防災安全課／緑政課》

○ 公共施設のバリアフリー化の推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・公共施設の整備・改修の際は、避難所としての利用を考慮したバリアフリーを推進します。《防災安全課／障がい福祉課》

○ 無電柱化の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・歩行空間のバリアフリー化とともに、防災・景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進します。《都市整備課》

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

6 防災知識の普及啓発

- ・過去の災害で、災害リスクを正しく認識していないがために被害を受けた事例があり、市民が事前に大規模災害に備えることの重要性が指摘されています。
- ・大規模災害に備えて、市民が家庭内でも行うことができる事前の備えについて周知する必要があります。
- ・総合防災訓練や防災教室等を通じて、防災知識の普及啓発を実施していますが、不断の取組が不可欠なため、引き続き、積極的に訓練を実施するよう、地域に働きかけていく必要があります。
- ・災害時の被害軽減を図るため、災害に対する日頃からの心構えの大切さと防災に関する正しい知識等について学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発をする必要があります。

7 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、常日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

6 防災知識の普及啓発

○ 防災ハンドブックの作成

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・大規模災害に対する防災ハンドブック等の作成・配布を行い、市民が行う防災対策の充実を図ります。《防災安全課》

○ 防災訓練・避難訓練の実施

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・様々な主体の連携を図りながら、総合防災訓練、避難所運営訓練、地域住民を対象とした防災教室（初期消火、応急手当、避難訓練等）を実施します。

《防災安全課／学校教育課／高齢介護課／障がい福祉課／消防署》

○ 防災教育の充実

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・平時から地域内の安全点検や危険箇所の確認及び周知を通じて、地域住民の一員として貢献できる人材育成等、家庭や地域と連携した防災教育について推進します。

《防災安全課／学校教育課／子育て支援課／保育課》

7 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

8 学校の防災対策

- ・学校が被災すると、児童、生徒の安全が確保できないだけでなく、指定避難所としての機能を喪失するおそれがあるため、大規模地震時でも、児童、生徒の安全確保や指定避難所としての機能を維持するため、学校の防災体制の整備を図る必要があります。

9 文化財の保護

- ・大規模災害の発生により、文化財が損壊することで、文化財等の衰退や損失のおそれがあるため、災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を推進する必要があります。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 交通インフラの確保

- ・大規模災害時において、道路交通網が途絶すると、避難や救命活動、物資輸送が迅速に行えないおそれがあるため、緊急輸送道路の安全確保に努める必要があります。

2 不燃化対策

- ・木造建築物が密集している地域では、火災発生時に延焼の危険性が高く、消防活動に支障をきたすおそれがあるため、建物の不燃化対策を進める必要があります。

リスクへの対応方策

8 学校の防災対策

○ 学校の防災体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・災害時でも教職員、児童、生徒が適切に行動できるよう、平常時から防災体制や防災教育、施設管理を行うとともに、学校防災体制を整理した学校防災マニュアルを作成します。

《学校教育課／教育総務課》

9 文化財の保護

○ 文化財所有者・管理者の防災対策

⑤産業・物流・エネルギー

- ・日ごろから文化財の現況に関する情報の把握に努め、所有者等の減災・防災の意識向上を図るとともに、災害発生時における所有者等と市との連絡体制を確保します。

《社会教育課》

リスクへの対応方策

1 交通インフラの確保

○ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震化を促進するため、該当建築物の耐震診断に係る費用の一部を補助する等の取組を進めます。《まちづくり景観課》

2 不燃化対策

○ 建物の不燃化対策

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。

《防災安全課／消防予防課／消防署》

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

3 避難路・避難場所の確保

- ・災害により電柱等が倒壊した場合、通行人への被害や道路の寸断が発生するおそれがあります。
- ・市内には、狭い道路が市民の生活道路として多数存在していますが、避難行動への支障や緊急車両の進入等が困難になるおそれがあります。
- ・防災上の問題のある避難路の整備に取り組む必要があります。
- ・公共施設のバリアフリー化が不十分であると、高齢者や障がい等のある方が避難をためらい、逃げ遅れるおそれがあります。

4 空き家対策

- ・2018年（平成30年）の住宅土地統計調査によると、市内では利用目的の決まっていない空き家が1,690戸あり、荒廃した家屋も目立つ状況となっています。管理不全な空き家は災害時に倒壊し、近隣住民や通行人が被害に遭うおそれがあるため、空き家問題の解消に取り組む必要があります。

リスクへの対応方策

3 避難路・避難場所の確保**○ 無電柱化の推進【1-1 再掲】**

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・歩行空間のバリアフリー化とともに、防災・景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進します。《都市整備課》

○ 狭あい道路の拡幅整備

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・狭あいな道路をより安全なものにするため、狭あい道路の拡幅に向けた取組を進めます。《都市整備課》

○ 公共施設のバリアフリー化の推進【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・公共施設の整備・改修の際は、避難所としての利用を考慮したバリアフリー化を推進します。

《防災安全課／障がい福祉課》

4 空き家対策**○ 空き家対策の推進【1-1 再掲】**

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・地域住民や関係団体と連携し、空き家の抑制・適正管理を図ります。《まちづくり景観課》
- ・空き家の所有者及び利用希望者に対し売却や利活用に向けた提案等を行い、流通・利活用を促進します。《まちづくり景観課》

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

5 公園・みどりの確保

- ・耐火性の低い樹木が植えられている公園では、火災時に焼け止まりにならず、延焼が拡大するおそれがあるため、災害時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備、防災機能の強化及び防災の視点を踏まえた緑化を促進する必要があります。

6 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

5 公園・みどりの確保

○ 防災の視点を踏まえた緑化の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、みどりの量的な確保のみならず、みどりの持つ防災機能等の充実を図り、みどりの質的な向上を図ります。《緑政課》

○ 公園の維持管理

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・災害時でも避難場所として、利用者が安全で快適に利用できるよう、適切に公園の維持管理を行うとともに、誰もが使いやすい公園となるようユニバーサルデザインの導入を図ります。《緑政課》

7 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

8 消防力の強化

- ・消防団詰所及び消防団車両の老朽化について課題があります。地域防災力の中核となる消防団の活動が縮小すると災害時の初期消火等ができなくなり火災が燃え広がるおそれがあります。
- ・災害や事故の多様化及び大規模化により、逗子市の消防本部のみでは、出動体制や保有する消防車両に限界があることも想定されます。
- ・消防隊や救急隊の資機材が不足し、災害時の消防活動に支障をきたすことがないように、計画的に整備・更新を図っていく必要があります。
- ・本市のみではなく消防広域化の可能性について検討しておく必要があります。

リスクへの対応方策

8 消防力の強化**○ 消防団の充実**

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・災害に対して万全な状態を維持するために老朽化した消防団詰所や消防団ポンプ自動車等の更新を計画的に行います。《消防総務課》

○ 消防広域化の可能性の検討

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・消防力の充実強化を図るため、消防の連携・協力の推進について検討します。

《消防総務課》

○ 消防車両・資機材の整備強化

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・消防力の充実強化を図るため、消防自動車等の計画的な整備や消防水利の適正な維持管理を実施します。《消防総務課》

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 津波対策の推進

- ・逗子市では、53施設の指定緊急避難場所を指定しています。県では津波災害警戒区域の指定を進めていますが、逗子市の区域は未指定です。津波災害警戒区域は、建築物等への衝突による津波の水位上昇（せり上がり）を考慮した基準水位をもとに指定されるため、指定緊急避難場所の避難スペースとなる階層が浸水してしまう可能性があります。
- ・津波災害警戒区域が指定された際には、指定緊急避難場所を適切に見直すとともに、耐浪性等に関する津波避難施設が保持すべき要件について、神奈川県や国の関係者と協議し、適切な指定を行う必要があります。
- ・巨大地震による津波が発生した場合、小坪地区では最大10m以上の浸水深となるほか、逗子地区を中心に広く浸水すると想定されています。津波による市民や観光客等の生命、身体を守るため、避難誘導體制の構築や市民等への津波避難行動等の周知を行う必要があります。
- ・逗子市は、逗子海水浴場、逗子マリーナをはじめとした海岸部の観光地を有しており、夏季を中心に多くの観光客が訪れるため、観光客への津波対策に取り組む必要があります。

2 防災知識の普及啓発

- ・2011年（平成23年）12月に津波防災地域づくりに関する法律が制定され、津波浸水想定の設定をすることとなりました。本市では小坪地区で最大10m以上の浸水、逗子地区を中心に広く浸水する可能性があります。これを受け、想定し得る最大規模の津波に備える必要があります。
- ・津波避難訓練等を通じた津波避難意識の向上のほか、逗子海岸で働いている関係者等との連携を強化していく必要があります。

リスクへの対応方策

1 津波対策の推進

○ 津波避難施設・避難路の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・大規模地震等による津波災害から市民等の生命の安全を確保するとともに、津波に対する市民等の不安を解消するため、神奈川県や国の関係機関と協議し、適切な津波避難施設や津波避難路などの整備を進めます。《防災安全課》

○ 地域防災計画（地震津波編）等の適時適切な見直し

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・必要に応じて地域防災計画の見直しを行い、市民の円滑かつ適切な避難を実現します。

《防災安全課》

○ 観光客の津波対策

⑤産業・物流・エネルギー、④情報通信

- ・逗子海水浴場、逗子マリーナ等の観光地における観光客に対して、迅速に避難を行えるよう多様な手段を用いた情報の伝達に努めます。《防災安全課／経済観光課》

2 防災知識の普及啓発

○ 津波ハザードマップによる啓発

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・想定し得る最大規模の津波に係る浸水想定に基づき作成した逗子市津波ハザードマップの周知を図ります。《防災安全課》

○ 津波対策訓練の実施

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・津波避難訓練を実施し、市民、海浜利用者及び海岸関係者等の津波等発生時の対応力を高めます。県と合同で訓練を実施する場合は、自衛隊、警察、消防及びライフセーバー等による救助訓練を実施します。

《防災安全課／経済観光課／消防署》

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

3 津波に強いまちづくり

- ・津波による被害の発生を海岸保全施設だけで防ぐことは現実的ではありません。「減災」の視点に立って、「最大クラスの津波」と「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」に分けて、それぞれの対策を強化し、津波からの避難の視点等を踏まえた、まちづくりを進めていく必要があります。

4 津波発生時の漁船対策

- ・漁船の津波発生時の避難ルールがないと津波発生時に混乱が生じるおそれがあります。漁船避難ルール作りに取り組む漁協に対して、漁船が沖で避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要があります。

5 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

3 津波に強いまちづくり**○ 津波対策を意識したまちづくり****②住宅・都市・交通・国土保全**

- ・津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避難場所、避難路の確保等、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを進めます。《防災安全課／環境都市課》
- ・逗子市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。《防災安全課／環境都市課》

4 津波発生時の漁船対策**○ 漁船避難ルールづくりの促進****⑤産業・物流・エネルギー、⑥環境・農林水産**

- ・漁業者による自主的な漁船避難ルール作りが進むよう、津波予測結果の基づく指導・助言等を実施します。《防災安全課／経済観光課》

5 地域防災力の強化**○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】****①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション**

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】**①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション**

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重点

脆弱性の分析・評価

1 浸水範囲の軽減

- ・近年、本市では大規模な浸水被害は発生していないものの、気候変動による水害の激甚化・頻発化により、いつ浸水被害が発生してもおかしくありません。
- ・市街化の進展により大雨時の雨水流出量が増加し、下水道等の排水処理機能が追い付かず、雨水があふれだし浸水により人命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。
- ・新たに設定する浸水想定区域を基にした河川対策や、雨水対策を促進する必要があります。

2 防災知識の普及啓発

- ・2015年（平成27年）7月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水、高潮等の浸水被害に備えことが義務付けられました。洪水、高潮では、田越川の周囲を中心に浸水するおそれがあります。
- ・台風による大雨や集中豪雨等により浸水想定区域図が設定されていない田越川の準用河川区間でも浸水等の被害が発生するおそれがあります。
- ・気候変動による水害の激甚化・頻発化により、大雨時の雨水流出量が増加し、下水道等の排水処理機能が追い付かず、雨水があふれだし生じる内水氾濫のリスクが高まるおそれがあります。
- ・想定し得る最大規模の洪水、高潮、内水に対する対策の強化を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 浸水範囲の軽減

○ 準用河川の河川改修の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・新たに設定する田越川準用河川浸水想定区域を基に、田越川準用河川の整備内容を検討します。《都市整備課》

○ 雨水浸透施設等の設置

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・新築等の際に宅内に降った雨水については、宅内で浸透させるとともに、指導要領等に基づき、雨水浸透施設及び雨水貯留施設を設置するよう指導を行います。《下水道課》

2 防災知識の普及啓発

○ 逗子市土砂災害等ハザードマップの啓発（洪水）

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・田越川による洪水被害や内水被害、高潮被害に備えるため、市民に対し、逗子市土砂災害等ハザードマップの周知を図ります。《防災安全課》

○ 準用河川浸水想定区域図の作成・公表

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・昨今の気象条件を踏まえた準用河川の浸水想定区域図を設定し、公表します。

《都市整備課》

○ 内水浸水想定区域図の作成・公表

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・2021年度（令和3年度）7月に施行された流域治水関連法に伴う、想定最大降雨等による内水浸水想定区域図の作成・公表を2025年度（令和7年度）までに行います。

《下水道課》

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重点

脆弱性の分析・評価

3 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

重点

脆弱性の分析・評価

1 土砂災害防止対策

- ・近年の台風や豪雨では、市道や高速道路沿いでがけ崩れが発生し、2021年（令和3年）7月の豪雨では、市内の緑地法面の崩落が発生しています。今後も、激甚化・頻発化する豪雨により、同様の災害が発生し、市民等が被害に遭ったり、道路の寸断が発生したりするおそれがあります。
- ・緑地等法面の崩壊や、道路閉塞等の発生に備えた対策を進める必要があります。

リスクへの対応方策

3 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・ 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

リスクへの対応方策

1 土砂災害防止対策

○ 緑豊かな自然環境の保全及び市民の安全対策

⑥環境・農林水産

- ・ 緑地の崩落を防ぐため、伐採及び法面防護工事を行います。《緑政課》

○ 道路沿いのがけ崩れ対策の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・ 民有地に関しては、土地所有者に防災工事費助成制度や急傾斜地崩壊対策事業の説明をしながら、適正な維持管理を行うよう促します。《都市整備課》
- ・ 自治会・町内会や住民自治協議会等と連携して危険箇所の把握や周知を図ります。

《都市整備課》

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

重点

脆弱性の分析・評価

2 噴火による降灰対策

- ・ 逗子市は、富士山噴火時における避難対策の第5次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては2cm以上の降灰が予想されています。降灰により、呼吸器異常等の健康被害や、ライフライン被害等のおそれがあることから、被害軽減策を検討しておく必要があります。

3 防災知識の普及啓発

- ・ 逗子市内には、2022年（令和4年）7月12日現在、神奈川県が土砂災害防止法に基づく基礎調査の後に指定をした土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が164箇所、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が137箇所あり、激甚化・頻発化する豪雨により土砂災害が発生するおそれがあるため、土砂災害から市民の生命を守るための対策を推進する必要があります。

4 地域防災力の強化

- ・ 地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・ 市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・ 災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

2 噴火による降灰対策**○ 降灰対策**

①行政機能／警察・消防／防災教育等、④情報通信

- ・市民に対して降灰による影響などに関する知識の普及に努めるとともに、平時から神奈川県、横浜地方気象台、警察署及び防災関係機関との情報収集・伝達体制の強化を図ります。《防災安全課》

3 防災知識の普及啓発**○ 逗子市土砂災害等ハザードマップの啓発（土砂災害）**

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・土砂災害（特別）警戒区域及び指定避難所等を地図上に示した「土砂災害等ハザードマップ」の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上や警戒避難体制の整備を図ります。

《防災安全課》

4 地域防災力の強化**○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】**

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 雪害対策

- ・逗子市では数年に一度、積雪が発生していますが、市内全域にわたる大雪が発生した際には、市民は雪に不慣れであるため、雪下ろしや転倒、交通事故等により死傷者が発生するおそれがあります。市民の安全を確保するための体制づくり等を検討しておく必要があります。

リスクへの対応方策

1 雪害対策

○ 雪害に対する安全性の確保

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・大雪時に速やかに市の職員が対応できるよう、市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。《防災安全課／都市整備課》

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 断水対策

- ・大規模災害時には、関連施設や管路の破損により、断水が発生するおそれがあります。大規模災害時でも迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制等の整備を進める必要があります。

2 施設・備蓄品の整備

- ・食料・飲料水等の物資の供給について、発災初期は輸送ルートの寸断等により、物資確保や物資輸送が困難となるおそれがあるため、計画的な備蓄に取り組む必要があります。
- ・逗子市では 2020 年（令和 2 年）7 月の豪雨災害等で停電が発生しており、今後も大規模災害時に停電により公共施設が利用できなくなるおそれがあるため、停電時でも公共施設を利用できるよう対策を進める必要があります。

3 関係機関との連携強化

- ・本市では必要な物資の備蓄を進めていますが、災害時には物資供給に従事する職員の不足や供給ルートの被災などにより、物資が必要な地域に行き渡らない可能性があります。
- ・大規模災害時には、市の職員だけでは十分な災害対応が行えないおそれがあるため、民間事業者や災害時応援協定都市との連携強化を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 断水対策

○ 応急給水施設・体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・関係機関と連携した応急給水体制の充実を図るとともに、災害時における給水が円滑に実施できるよう、耐震性貯水槽や給水タンクの整備を行います。《防災安全課》

2 施設・備蓄品の整備

○ 備蓄品の確保

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・家庭・事業所等に対して食料等の日常備蓄を行うよう普及啓発し、災害時にでも市民の生活を継続できるよう取り組みます。また、市でも食料等の備蓄を進めるとともに、食料等の供給について、関係機関との協定を締結し、協力連携の強化を図ります。さらに、市が公共施設を整備・改修する際は、備蓄品の保管場所の確保を推進します。《防災安全課》

○ 公共施設における再エネ・省エネ・蓄エネの推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・停電時でも利用出来る公共施設における再エネ・省エネ・蓄エネの取組を推進し、地域のレジリエンス強化・脱炭素化を図ります。《環境都市課》

3 関係機関との連携強化

○ 物資供給における民間事業所との連携強化

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・救援物資及び義援物資の集積仕分けについては、市職員が行うよりも物流を専門にする事業者が行うほうが効率的と考えられることから、平常時から倉庫業者や搬送業者と協定を締結するなど連携を強化しておきます。《防災安全課》

○ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・防災協定締結都市や県内他市町村等において大規模災害が発生した場合に、本市が行う応援体制（物資、人員、派遣手段等）について事前の検討を進めます。《防災安全課》

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性の分析・評価

1 孤立地域対策の推進

- ・大規模地震発生時の斜面崩壊や風水害時の土砂災害により、道路が寸断し、孤立状態となる地区が発生するおそれがあり、孤立地域において物資支援や重傷者の搬送等が困難になるおそれがあります。多数かつ長期にわたる孤立化を防止するための取組を推進する必要があります。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 関係機関との連携強化

- ・大規模災害時には、市の職員だけでは十分な災害対応が行えないおそれがあるため、関係機関との連携強化を推進する必要があります。

2 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、常日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

1 孤立地域対策の推進

○ 孤立化を防止するための道路整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・道路の寸断による孤立地域を解消するため、道路施設の定期点検や補修・修繕などの整備を推進します。《都市整備課》

○ 孤立地域への輸送体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等、②住宅・都市・交通・国土保全

- ・神奈川県と連携し、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に自衛隊及び県警察、横浜・川崎両市の消防局が保有するヘリコプターの活用を図ります。また、民間事業者の協力による海上輸送についても検討します。《防災安全課／消防総務課》

リスクへの対応方策

1 関係機関との連携強化

○ 自衛隊・警察・海上保安庁等との連携体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・自衛隊・警察・海上保安庁等との災害時の円滑な連携体制を構築するため、協定の締結や共同の訓練等を通じ、連携強化を図ります。《消防総務課／防災安全課》

2 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 **重点**

脆弱性の分析・評価

3 消防力の強化

- ・大規模災害時にも対応できる消防力が不足すると、十分な消火活動が行えず火災が燃え広がるおそれがあります。
- ・逗子市の救助・救急を担う消防関係施設が被災した場合、市域の救助・救急活動が遅れるおそれがあります。
- ・消防力の確保、施設の耐災害性の強化等を図る必要があります。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性の分析・評価

1 帰宅困難者対策

- ・災害時に職場や学校から一斉に帰宅を始めると、駅等で大量の帰宅困難者が滞留し、二次災害が発生するおそれがあります。
- ・逗子市では、夏季を中心に観光客が増加するため、時期によっては想定以上の帰宅困難者が発生するおそれがあり、土地勘がないため、避難が難航し、混乱が生じるおそれがあります。
- ・帰宅困難者を人命救助のデッドラインとなる72時間以内は、安全な一時滞在施設にとどめておくため、一時滞在施設の確保や生活するために必要な備蓄資材を整備する必要があります。

リスクへの対応方策

3 消防力の強化

○ 消防職員の確保・育成

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・迅速な人命救助・消防活動を行うため、災害対応訓練等の教育体制の充実や人材確保に努めます。《消防総務課》

○ 消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・消防関係施設の耐震化を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。《消防総務課》

リスクへの対応方策

1 帰宅困難者対策

○ 一斉帰宅抑制の周知

⑤産業・物流・エネルギー

- ・帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民、企業、学校、関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。《防災安全課》

○ 一時滞在施設の確保

⑤産業・物流・エネルギー

- ・避難所を帰宅困難者用の一時滞在施設として開放するとともに、駅周辺の民間施設を一時滞在施設として活用できるよう、交通事業者を含めた駅周辺民間事業者へ協力を要請し、一時滞在施設を確保します。《防災安全課》

○ 帰宅困難者用飲料水等の備蓄

⑤産業・物流・エネルギー

- ・帰宅困難者の一時滞在施設に飲料水等の計画的な備蓄を進め、関係機関及び企業等に対し、従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄の促進を図ります。《防災安全課》

○ 駅周辺事業者等との連携強化

⑤産業・物流・エネルギー

- ・帰宅困難者を円滑に安全な場所へ誘導するため、平常時から鉄道事業者等の駅周辺事業者との連携を強化し、情報伝達体制を確保します。《防災安全課／環境都市課》

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 医療にかかる人員・体制の強化

- ・大規模自然災害発生時は、多数の死傷者の発生により、救助・救急要請が大幅に増加することが想定されるため、人的・物的資源に限界が生じる可能性があるため、救急体制を強化しておく必要があります。
- ・災害時に長期間停電等が発生した場合、逗葉地域医療センターの医療機能が麻痺するおそれがあるため、医療継続に向けた対策を推進する必要があります。
- ・大規模災害では、十分な福祉・保健活動等を行うことができない状況が想定されるため、医療機関等との連携体制等を整備しておく必要があります。
- ・災害時においても、支援が必要な高齢者に対し医療と介護の両方を一体的に提供できる体制を整備する必要があります。

リスクへの対応方策

1 医療にかかる人員・体制の強化

○ 地域医療の充実

③保健医療・福祉

- ・医師会・歯科医師会・薬剤師会・葉山町等で構成される逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会で、地域医療の充実に向けた連携強化等の検討を行います。《国保健康課》

○ 逗葉地域医療センターの機能維持にかかる整備体制の確保

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・逗葉地域医療センターの自家発電装置等の整備・更新等を行うとともに、関係機関との連携による緊急的な機能維持にかかる体制の確保に努めます。《国保健康課》

○ 在宅医療介護連携の推進

③保健医療・福祉

- ・多職種による医療・介護連携支援体制の強化を図るため、在宅医療や介護サービスの関係者からの情報提供を行い、各種連携会議や研修会などを開催します。

《高齢介護課／国保健康課》

○ 救急体制の充実

③保健医療・福祉

- ・病院連絡や受入確認の時間の短縮を図るため、ICT（情報通信技術）を活用し、救急体制の充実を図ります。《消防総務課》

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性の分析・評価

1 疫病・感染症予防対策

- ・ 発災時においては被災地において感染症等や疫病にかかるリスクが高まるため、平時から市民に対して感染症や衛生環境に関する知識の普及啓発等に取り組む必要があります。
- ・ 大規模災害により多数の避難者が発生した場合、避難所等の衛生環境によっては、疾病・感染症が大規模発生するおそれがあることから、防疫体制を強化しておく必要があります。
- ・ 近年多発する集中豪雨により、内水氾濫等が発生し、床上浸水等による衛生環境が悪化するおそれがあるため、床上浸水が発生した場合においても、速やかに衛生環境を回復するための対策を検討する必要があります。

リスクへの対応方策

1 疫病・感染症予防対策

○ 感染症予防対策の推進

③保健医療・福祉

- ・感染症の流行等について、情報の収集及び市民への周知を行い、注意喚起します。

《国保健康課》

- ・具体的な感染症の予防対策について知識普及を行います。《国保健康課》

- ・予防接種がある感染症については、接種が促進されるよう環境を整えます。《国保健康課》

○ 避難所等における防疫体制の強化

③保健医療・福祉

- ・感染症予防上必要と認めた場合の対応について鎌倉保健福祉事務所と連携し体制整備を図ります。《国保健康課》

○ 床上浸水等発生時の衛生環境の確保

③保健医療・福祉、⑦リスクコミュニケーション

- ・浸水時の衛生対策や消毒方法等の衛生環境確保に向けた取組を推進するとともに、それらの取組が市民に周知されるよう様々な機会を通じ、広報・啓発していきます。

《国保健康課／都市整備課／下水道課》

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性の分析・評価

1 避難対策の充実

- ・避難する必要のない市民が避難所に避難してしまうことにより、避難スペースの不足や感染症がまん延するリスクが高まるおそれがあるため、避難所以外への避難について日頃から周知徹底を図る必要があります。

2 要配慮者への支援

- ・市内在住だけでなく旅行者を含む外国人や、被災した高齢者等の配慮が必要な避難者への対応が行き届かないおそれがあるため、平時から支援体制を構築する必要があります。
- ・災害時において、被災した高齢者等の支援を円滑に行うために、平時から関係者の連携体制を構築し、地域包括ケアシステムのめざす専門職と地域の連携を進める必要があります。

3 疫病・感染症予防対策

- ・発災時には被災地において感染症等や疫病にかかるリスクが高まるため、良好な避難所生活環境を確保するため、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。
- ・感染症対策として避難者同士が密接しないような居住スペースを確保する必要があり、また、複合災害が発生した場合は、避難所の収容人数が不足するおそれがあるため、避難所の拡充を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 避難対策の充実

○ 避難に関する市民への事前周知

④情報通信

- ・市民に対して、あらかじめハザードマップにより自宅や職場等の災害リスクの周知を行い、避難所への避難の必要性や知人宅への避難、自宅での安全確保の検討を促します。

《防災安全課》

2 要配慮者への支援

○ 外国人の安全確保対策

④情報通信

- ・市内在住だけでなく旅行者を含む外国人といった要配慮者の避難誘導體制の整備や避難後の支援方策の検討に努めます。《防災安全課／市民協働課／経済観光課》

○ 地域包括ケアシステム推進事業の推進

③保健医療・福祉

- ・高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムがめざす専門職と地域の連携を進め、医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ります。また、安否確認等を円滑に行うため、関係機関と確認方法等について定期的に検討します。《社会福祉課》

3 疫病・感染症予防対策

○ 避難所における衛生環境の維持体制の整備

③保健医療・福祉

- ・各避難所に、マスクや消毒液、パーテーション等の衛生用品を配備するとともに、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやゴミ保管場所の適正管理等を実施するための体制整備を図ります。《防災安全課／国保健康課》

○ 避難所の拡充

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・学校や民間施設等と災害時の避難所使用に関する協定を締結し、民間施設等の活用も含めた避難所の拡充を図ります。《防災安全課》

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性の分析・評価

4 ペット対策

- ・避難所におけるペットの同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生するおそれがあるため、対応策を検討しておく必要があります。

リスクへの対応方策

4 ペット対策

○ ペット対策の充実

③保健医療・福祉

- ・避難所にペットを同行して避難する際の飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。また、公共施設を整備・改修する際には、ペットの同行避難を考慮した設備の整備を推進します。《防災安全課》

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性の分析・評価

1 地域防災力の強化

- ・大規模災害時には混乱に乗じた犯罪により、治安が悪化するおそれがあるため、治安の悪化を防ぐための体制を整備する必要があります。
- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

2 災害関連情報提供体制の整備

- ・災害時の混乱した状況下で、誤った情報を伝達してしまと、パニック等の混乱を招いてしまうおそれがあるため、正確な情報を伝達できるよう情報提供体制を整備する必要があります。

リスクへの対応方策

1 地域防災力の強化

○ 地域における防犯活動の推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 平時から警察、防犯活動団体と連携し、青色回転灯付きパトロールカーによる定期的な巡回パトロールを行います。《防災安全課》
- ・ 自治会、町内会等が設置する防犯カメラについて、県と連携した補助金交付制度を実施します。《防災安全課》

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・ 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

2 災害関連情報提供体制の整備

○ 情報提供体制の整備

④情報通信

- ・ 市ホームページ・緊急速報メールなどの情報提供ツールの活用や新たな情報伝達手段を検討し、迅速かつ正確な情報提供体制を整備します。《防災安全課》

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 施設の維持管理・更新

- ・市内の多くの公共施設が今後更新時期を迎えることとなります。公共施設が老朽化すると災害時に防災拠点としての役割を担えなくなるおそれがあります。災害時にも機能を維持できるよう、計画的な施設整備や適切な維持管理を行う必要があります。

2 関係機関との連携強化

- ・各種災害時応援協定に基づき広域連携・受援体制を構築していますが、協定締結以降、長期間が経過している協定も存在するため、適切な協定内容の見直しを行う必要があります。

3 行政機能の強化

- ・大規模災害においては、本庁舎が使用不能となるおそれもあるため、代替庁舎の機能向上を図る必要があります。
- ・大規模災害においては、逗子市地域防災計画に基づく応急対策及び災害復旧・復興対策はもとより、市民生活等に重要な業務については、維持・継続して行う必要がありますが、災害時の利用できる資源が制約される状況下で、膨大な量の業務に対応するため、適切に処理できず市民生活等に影響を及ぼすおそれがあります。

リスクへの対応方策

1 施設の維持管理・更新

○ 公共施設マネジメントの推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・行財政改革基本方針に基づき、人口減少や少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化に対応した公共施設のあり方の検討を進め、計画的な予防保全型の修繕の実施によるライフサイクルコストの縮減及び施設の長寿命化を図ると共に、既存施設の集約化・複合化・転用を進めます。《財政課／総務課》

2 関係機関との連携強化

○ 受援体制の構築

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・各種災害協定の締結先自治体・事業所との連絡体制を再確立し、災害時の連携に遺漏がないようにするとともに、必要に応じ、協定内容等の見直しを適切に行っていきます。

《防災安全課》

3 行政機能の強化

○ 代替庁舎の確保

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・逗子市地域防災計画で代替施設として指定している逗子市消防本部庁舎、沼間小学校区コミュニティセンターについて、設備機能の向上や備蓄等の充実を図るとともに、新たな候補地を検討します。《防災安全課》

○ 業務継続計画の見直し

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・逗子市地域防災計画に基づき定める活動計画に、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等も加えるなど、災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、随時見直しを行っていきます。《防災安全課》

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 災害関連情報提供体制の整備

- ・ 逗子市の地形は、山地に囲まれ、市内中央に河川が流れ、市内西側に海が存在するため、土砂災害、洪水、津波発生リスクが常に存在しており、市民に対して迅速・正確な情報伝達を実施する必要がありますが、災害時において情報が適切に伝達されないなど混乱が発生するおそれがあります。
- ・ 迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように通信訓練及び通信機器の継続的な改修を行う必要があります。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性の分析・評価

1 災害関連情報提供体制の整備

- ・ 各種メディアを通じた情報提供は重要な役割を担っています。災害時に本市から適切な情報提供ができなければ、各種メディアから市民に正しい情報が伝達できないおそれがあります。各種メディアへの公平かつ効率的な情報提供体制を構築していますが、今後、更に迅速かつ公正な情報提供体制や手段について検討する必要があります。

リスクへの対応方策

1 災害関連情報提供体制の整備

○ 防災行政無線の整備

④情報通信

- ・市内 55 か所（逗子市役所含む）にある防災行政無線屋外拡声子局（屋外スピーカー）の適切な維持管理に努め、災害情報を伝達します。《防災安全課》

○ 災害時における通信機器の配備

④情報通信

- ・市内公共施設、教育施設（私立学校、幼稚園等含む。）、福祉施設、津波避難ビル及び関係協力機関に MCA 無線機（又は MCA 無線機に代わる通信機器）を配備し、災害情報の連絡体制を確立します。《防災安全課》

リスクへの対応方策

1 災害関連情報提供体制の整備

○ メディアに対する情報提供

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行います。《防災安全課／企画課》

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 避難対策の充実

- ・本市では、津波により小坪地区や逗子地区を中心に広く浸水する可能性があります。地震発生後に市民等に対して適切に津波からの避難に関する情報を提供できないと、津波から円滑に避難ができないおそれがあります。
- ・津波から住民等が円滑に避難できるよう、最寄の避難場所や距離、方向などを記した路面シートの設置等を行っています。引き続き、住民等が円滑に避難するための情報伝達手段の充実を図る必要があります。
- ・外国人観光客等に対する多言語化が十分に実施されていない状況であり、サインや案内板の多言語化を進める必要があります。

2 防災知識の普及啓発

- ・過去の災害で、災害リスクを正しく認識していないがために被害を受けた事例があり、市民が事前に大規模災害に備えることの重要性が指摘されています。
- ・災害時の被害軽減を図るため、災害に対する日頃からの心構えの大切さと防災に関する正しい知識等について学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発をする必要があります。

3 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、常日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

1 避難対策の充実

○ 津波路面シート等の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・住民等が円滑に避難できるよう、津波浸水想定区域を中心に海拔表示看板の設置や、津波路面シートの増設等を進めます。《防災安全課／経済観光課》

○ 多言語案内サイン等の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・外国人観光客の方々が円滑な避難行動ができるよう、多言語案内サイン等の整備を進めます。《防災安全課／経済観光課》

2 防災知識の普及啓発

○ 防災教育の充実【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・平時から地域内の安全点検や危険箇所の確認及び周知を通じて、地域住民の一員として貢献できる人材育成等、家庭や地域と連携した防災教育について推進します。

《防災安全課／学校教育課／子育て支援課／保育課》

3 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・評価

4 要配慮者への支援

- ・本市の高齢化率は 周辺の市町や県平均と比較しても高い水準にあり、高齢社会に対応したまちづくりが重要な課題となっています。高齢者等は施設のわずかな段差等でも災害時に安全で円滑な移動が困難となるおそれがあることから、施設のバリアフリー化を推進する必要があります。
- ・災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて人的な支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、だれが支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

リスクへの対応方策

4 要配慮者への支援

○ バリアフリーを考慮したまちづくりの推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市が設置または管理する公共施設を整備する際に、広く市民、高齢者、障がいのある人等の代表を含む関係者等の意見を聴取することにより、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたバリアフリー化を進めます。

《社会福祉課／障がい福祉課／高齢介護課／都市整備課》

○ 避難行動要支援者の支援体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織等と連携し、要支援者一人ひとりにあった個別避難計画を作成していきます。この際、特に優先度が高い避難行動要支援者は市が主体となり個別避難計画の作成をおおむね5年間で進めていきます。また、要支援者の個別避難計画作成を通じて、自助・共助に基づく地域防災力を高め、避難行動要支援者に対する避難支援の体制づくりを進めます。

《防災安全課／社会福祉課／高齢介護課／障がい福祉課／子育て支援課／市民協働課》

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性の分析・評価

1 民間事業者の事業継続確保

- ・災害が発生した際に、民間事業者の事業活動が停止すると事業者の事業継続が困難になるだけでなく、都市機能の回復が遅れるおそれがあります。大規模災害時においても、逗子市内の企業が事業を継続し、仮に事業の中断を余儀なくされた場合でも早期に復旧できるようにするため、事業者の防災力向上を促進する必要があります。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

脆弱性の分析・評価

1 ライフラインの確保

- ・災害発生時に、電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインが停止すると、災害応急活動をはじめ、市民生活、企業活動等に大きな影響を与えるおそれがあります。
- ・ライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係機関と連携しながら、ガス導管網の耐震化、LPガス充填所における緊急時に備えた訓練の実施等、災害対応力を強化する必要があります。
- ・災害時には、燃料輸送の途絶により、市民生活、経済活動等に必要不可欠な石油等の燃料が不足するおそれがあるため、災害発生時においても安定的な供給を図るための対策を進める必要があります。
- ・エネルギー供給の停止に備えて非常用エネルギーとして、新エネルギーの導入促進を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 民間事業者の事業継続確保

○ 事業所が策定する各種計画の策定支援

⑤産業・物流・エネルギー

- ・事業所が策定する防災計画、災害時避難計画、災害時における業務継続計画などの策定支援を行います。《防災安全課／経済観光課》

○ 事業所が行う防災活動支援

⑤産業・物流・エネルギー

- ・事業所を対象とした防災教室を実施するとともに、地域との連携体制を構築するため地域内で行われる防災訓練等への積極的参加を奨励するなど、事業所が行う防災活動を支援します。《防災安全課》

リスクへの対応方策

1 ライフラインの確保

○ ライフラインの災害対応力強化・早期復旧

⑤産業・物流・エネルギー

- ・電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインにおける災害対策上重要な設備の耐震化を促進するとともに、平時から事業者と大規模災害を想定した連絡体制や応急復旧対策等について連携強化を図ります。《防災安全課》

○ 石油等燃料確保体制の整備

⑤産業・物流・エネルギー

- ・石油、ガス等の燃料確保のため、事業者との協定締結や円滑な運搬給油のための体制を整備します。また、企業等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進します。《防災安全課》

○ エネルギー供給源の多様化

⑤産業・物流・エネルギー

- ・災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模震災時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等、自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進します。

《防災安全課／環境都市課》

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

脆弱性の分析・評価

2 民間事業者の事業継続確保

- ・災害が発生した際に、民間事業者の事業活動が停止すると事業者の事業継続が困難になるだけでなく、都市機能の回復が遅れるおそれがあります。大規模災害時においても、逗子市内の企業が事業を継続し、仮に事業の中断を余儀なくされた場合でも早期に復旧できるようにするため、事業者の防災力向上を促進する必要があります。

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・評価

1 交通インフラの確保

- ・大規模災害発生時には、多方面かつ様々なルートからの支援の受け入れ等が必要となることから、道路交通網が途絶すると、効果的な支援を受けられないおそれがあるため、道路ネットワークの強化を図る必要があります。

リスクへの対応方策

2 民間事業者の事業継続確保

○ 事業所が策定する各種計画の策定支援【5-1 再掲】

⑤産業・物流・エネルギー

- ・事業所が策定する防災計画、災害時避難計画、災害時における業務継続計画などの策定支援を行います。《経済観光課、防災安全課》

○ 事業所が行う防災活動支援【5-1 再掲】

⑤産業・物流・エネルギー

- ・事業所を対象とした防災教室を実施するとともに、地域との連携体制を構築するため地域内で行われる防災訓練等への積極的参加を奨励するなど、事業所が行う防災活動を支援します。《防災安全課》

リスクへの対応方策

1 交通インフラの確保

○ 代替性確保のための道路ネットワークの強化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路の整備、道路施設の計画的な修繕等を推進します。《環境都市課／都市整備課》

5-4 食料等の安定供給の停滞

脆弱性の分析・評価

1 交通インフラの確保

- ・ 輸送ルートの寸断により、市民に食料等を配布できないおそれがあるため、物資の供給が円滑に行えるよう、災害に強い交通ネットワークの整備を進める必要があります。

2 施設の維持管理・更新

- ・ 水産業は、本市唯一の地場産業であるが、漁港施設の老朽化が進んでいます。地震、津波等により漁港の機能が低下すると、水産物が安定的に供給できなくなるおそれがあるだけでなく、施設の機能が低下し地場産業が衰退するおそれがあるため、漁港を新たな活用や施設の老朽化等に対応した事業推進を図る必要があります。

3 施設・備蓄品の整備

- ・ 食料・飲料水等の物資の供給について、発災初期は輸送ルートの寸断等により、物資確保や物資輸送が困難となるおそれがあるため、計画的な備蓄に取り組む必要があります。

リスクへの対応方策

1 交通インフラの確保

○ 輸送ルートの確保

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・輸送ルートを確保するため、幹線道路等の整備の推進や、民間事業者の協力による海上輸送についても検討し、交通ネットワークの強化を図ります。《都市整備課／防災安全課》

2 施設の維持管理・更新

○ 小坪漁港の整備

⑤産業・物流・エネルギー、⑧老朽化対策

- ・漁港の新たな活用及び活性化に向けて、漁港利用事業者等の意見を踏まえ、老朽化対策を加味した漁港整備に取り組みます。《経済観光課》

3 施設・備蓄品の整備

○ 備蓄品の確保【2-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・家庭・事業所等に対して食料等の日常備蓄を行うよう普及啓発し、災害時にでも市民の生活を継続できるよう取り組みます。また、食料等の供給について、関係機関との協定を締結し、協力連携の強化を図ります。また、市が公共施設を整備・改修する際は、備蓄品の保管場所を確保するように働きかけます。《防災安全課》

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性の分析・評価

1 施設・備蓄品の整備

- ・電力やガス等の施設が被災すると、ライフラインの安定供給に影響が及ぶおそれがあるため、電力やガス等の施設の耐災害性強化を図る必要があります。
- ・緊急通行車両や病院へ優先的に燃料の供給を行うため、市民へ自動車、暖房用等の燃料が行き届かないおそれがあるため、供給体制の整備を図る必要があります。

2 関係機関との連携強化

- ・ライフラインの供給停止等の影響が長期間にわたると、自宅で生活し続けることが困難となったり、避難所の衛生環境が悪化するおそれがあるため、停電やガスの供給停止等が長期間にわたらないよう、早期供給体制を構築する必要があります。

3 ライフラインの確保

- ・ライフラインからのエネルギー供給が停止した場合、災害応急活動をはじめ、市民生活、企業活動等に大きな影響を与えるおそれがあるため、エネルギー供給の停止に備えて非常用エネルギーとして、新エネルギーの導入促進を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 施設・備蓄品の整備

○ 施設の耐災害性強化

⑤産業・物流・エネルギー

- ・電力やガス等の施設について耐震化を促します。また、浸水する可能性がある施設については、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の侵入箇所の閉鎖などの対策を促します。《防災安全課》

○ 石油燃料の確保

⑤産業・物流・エネルギー

- ・発災時に燃料不足状態に陥らないよう、石油、ガス等の燃料確保のための協定締結や円滑な運搬給油のための関係機関との連絡調整を行います。《防災安全課／管財契約課》

2 関係機関との連携強化

○ ライフライン事業者等との連携強化

⑤産業・物流・エネルギー

- ・大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築するため、市内の関係機関等の連携強化を図るとともに、国、県、市、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施します。《防災安全課》

3 ライフラインの確保

○ エネルギー供給源の多様化【5-2 再掲】

⑤産業・物流・エネルギー

- ・災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模震災時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等、自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進します。

《防災安全課／環境都市課》

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性の分析・評価

1 断水対策

- ・大規模災害時には、関連施設や管路の破損により、断水が発生するおそれがあるため、大規模災害時でも迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制等の整備を進める必要があります。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止に伴う下水道の使用停止

脆弱性の分析・評価

1 下水道機能の確保

- ・下水道施設は、供用開始後 50 年（2021 年度（令和 3 年度）末時点）が経過し、管渠についても布設後 40 年以上経過した管が 50%以上を占めるなど老朽化が進んでいます。また、耐震基準を満たしていないものもあるため、大規模災害時に被害を受け、下水道機能を維持できないおそれがあります。
- ・老朽化の進行や地震及び津波に対する脆弱化を改善するため、施設の再整備を進め、強靱な施設に造り替えるなど、計画的な改築・更新を行う必要があります。
- ・大地震が発生した際の処理施設における揚排水・消毒機能の確保や緊急輸送路下等の管路施設の耐震化を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 断水対策

○ 応急給水施設・体制の整備【2-1 再掲】

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・関係機関と連携した応急給水体制の充実を図るとともに、災害時における給水が円滑に実施できるよう、耐震性貯水槽や給水タンクの整備を行います。《防災安全課》

リスクへの対応方策

1 下水道機能の確保

○ 下水道施設の長寿命化対策

②住宅・都市・交通・国土保全、⑧老朽化対策

- ・下水道施設の老朽化による機能障害を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づき、順次対策工事を実施します。また、同計画は、概ね5～7年毎に見直し、計画的かつ継続的に効果ある改築・更新を行います。《下水道課》

○ 下水処理場等下水道施設の再整備等の推進

②住宅・都市・交通・国土保全、⑧老朽化対策

- ・持続可能な下水道事業を推進するため、将来像を見据え2021年度（令和3年度）に策定した浄水管理センター再整備基本構想のもと、引続き近隣自治体との広域化及び共同化について検討し、適地を選定した上で下水処理場等の再整備を進めていきます。《下水道課》

○ 地震対策工事の実施

②住宅・都市・交通・国土保全、⑦リスクコミュニケーション

- ・逗子市下水道総合地震対策計画に基づき、順次対策工事を実施し、地震・津波等で被害を受けた場合の下水道業務継続計画（下水道BCP）については、必要に応じて改訂を行います。《下水道課》

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性の分析・評価

1 交通インフラの確保

- ・狭い道路について、市民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の活動が困難になるおそれがあります。また、災害時に老朽化した街路樹が倒木し、電線等の切断や、根上がりによる道路の損傷が発生するおそれがあります。
- ・市民の避難や救助活動等を円滑に進めるために道路の拡幅や隅切等の整備を進める必要があります。
- ・倒木するおそれのある街路樹を、計画的な管理を行う必要があります。
- ・大規模自然災害時においても、道路機能を維持するため、道路の計画的な修繕を行う必要があります。
- ・橋梁やトンネルについて個別の長寿命化計画に基づき計画的な補修、更新を進める必要があります。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性の分析・評価

1 防災インフラの整備

- ・近年、逗子市では、台風や豪雨などにより、市民生活に多大な影響を受けました。今後も頻発化する気象災害により、市域で甚大な被害が発生するおそれがあることから、防災インフラの整備を急ぐ必要があります。

リスクへの対応方策

1 交通インフラの確保

○ 道路の拡幅や隅切り等の整備

②住宅・都市・交通・国土保全

・狭あいな道路をより安全なものにするため、狭あい道路の拡幅に向けた取組を進めます。

《都市整備課》

○ 街路樹の計画的な管理

②住宅・都市・交通・国土保全

・道路等を通行する車両や歩行者の安全を確保するために、街路樹を適正に管理し、老朽化した街路樹の多い地域では、植替計画を策定し、計画的な植え替えを行います。

《都市整備課》

○ 道路の修繕

②住宅・都市・交通・国土保全

・老朽化の進んだ道路等について舗装維持修繕計画に基づき、計画的な修繕を行います。

《都市整備課》

○ 橋りょうやトンネルの長寿化

②住宅・都市・交通・国土保全

・橋りょう長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょう及びトンネルの修繕工事を行います。《都市整備課》

リスクへの対応方策

1 防災インフラの整備

○ 準用河川の整備の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

・河川等における防災インフラについて、市民の生命・財産を守るため、新たに設定する田越川準用河川浸水想定区域を基に整備計画を策定し、計画的かつ着実に耐震化対策、必要に応じ河道の拡幅や掘削等の整備を進めます。《都市整備課》

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 不燃化対策

- ・市内に存在する木造密集地域は、建築物の老朽化や道路整備が不十分なことから、大規模火災が発生するおそれがあります。
- ・地震時に著しく危険な密集市街地の解消に向けた取組を進める必要があります。
- ・延焼を遅らせる機能や避難場所ともなる公園の計画的な整備や農地の保全に向けた取組を進める必要があります。
- ・延焼遮断帯としての機能を持つ幹線道路の整備率は低い状況にあるため、早期に整備を進める必要があります。

2 防災知識の普及啓発

- ・住宅内での火災発生抑制のための効果が期待できる感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置などの対策が有効ですが普及が十分ではありません。出火防止に向けた器具の重要性をより一層周知していく必要があります。

3 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

リスクへの対応方策

1 不燃化対策

○ 延焼拡大の防止と避難空間の確保

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・都市の防災性向上や延焼防止のための緑地を含め、避難場所ともなる公園の施設整備及び改修を計画的かつ着実に推進するとともに、農地の適切な保全に努めます。

《緑政課／経済観光課》

- ・延焼遮断や避難道路としての機能を持つ都市計画道路や主要生活道路等について整備を推進します。《都市整備課》

2 防災知識の普及啓発

○ 住宅内での火災予防対策

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置など出火防止に向けた器具や初期消火の重要性などについて、様々な機会を通じてより一層周知・啓発し二次災害の発生防止に取り組みます。《防災安全課／消防予防課》

3 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・評価

4 消防力の強化

- ・2022年度（令和4年度）の消防団充足率は86.6%にとどまっており、団員数の不足が課題となっている。地域防災力の中核となる消防団の活動が縮小すると、災害時の初期消火等ができなくなり火災が燃え広がるおそれがあるため、消防団への入団促進、活動環境の整備など消防団活動のさらなる充実強化を図る必要があります。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性の分析・評価

1 交通インフラの確保

- ・大規模災害時に緊急輸送道路沿いの建築物が倒壊すると、救急活動や物資輸送が遅れ、二次被害が発生するおそれがあるため、沿道建築物の耐震化を促進する必要があります。

2 屋外の安全確保

- ・大阪府北部の地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになる被害が発生しています。本市でも大規模地震においてブロック塀の倒壊又は転倒が発生するおそれがあることから、危険なブロック塀に対して対策に取り組む必要があります。
- ・逗子市で大正型関東地震が発生した場合、震度6強の強い揺れにより、屋外でも落下物による被害を受けるおそれがあるため、屋外落下物対策に取り組む必要があります。

リスクへの対応方策

4 消防力の強化

○ 消防団活動の強化・充実

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・消防団への入団促進、活動環境の整備など消防団活動のさらなる充実強化を図ります。また、消防団との訓練等を継続して実施することにより連携体制の強化を図ります。

《消防総務課》

リスクへの対応方策

1 交通インフラの確保

○ 緊急輸送道路の沿道建築物耐震化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・緊急輸送道路沿いの建築物や危険物を保管している建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の助言や普及・啓発を行います。《まちづくり景観課》

2 屋外の安全確保

○ ブロック塀対策

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・危険なブロック塀等については、撤去の促進を奨励し、倒壊による被害の防止を図ります。《まちづくり景観課》

○ 屋外落下物対策

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・市街地における看板等の実態調査及び追跡調査を行い、継続的に落下の危険のおそれがある建築物について、その所有者または管理者に対し改善を促進します。

《まちづくり景観課》

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・評価

1 土砂災害防止対策

- ・近年の台風や豪雨では、市道や高速道路沿いでがけ崩れが発生し、2021年（令和3年）7月の豪雨では、市内の緑地法面の崩落が発生しています。今後も、激甚化・頻発化する豪雨により、同様の災害が発生し、市民等が被害に遭ったり、道路の寸断が発生したりするおそれがあります。
- ・緑地等法面の崩壊や、道路閉塞等の発生に備えた対策を進める必要があります。

2 防災知識の普及啓発

- ・逗子市内には、2022年（令和4年）7月12日現在、神奈川県が土砂災害防止法に基づく基礎調査の後に指定をした土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が164箇所、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が137箇所あり、激甚化・頻発化する豪雨により土砂災害が発生するおそれがあるため、土砂災害から市民の生命を守るための対策を推進する必要があります。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

脆弱性の分析・評価

1 有害物質対策

- ・逗子市は相模湾に面しているため、船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等が発生するおそれがあるため、油等の流出事故が発生した場合に備え、対応資機材を確保する必要があります。
- ・市内の危険物施設について災害が発生した場合、周囲に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、危害防止を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 土砂災害防止対策

○ 緑豊かな自然環境の保全及び市民の安全対策【1-5 再掲】

⑥環境・農林水産

・緑地等の崩落を防ぐため、伐採及び法面防護工事を行います。《緑政課／都市整備課》

○ 道路沿いのがけ崩れ対策の推進【1-5 再掲】

②住宅・都市・交通・国土保全

・民有地に関しては、土地所有者に防災工事費助成制度や急傾斜地崩壊対策事業の説明をしながら、適正な維持管理を行うよう促します。《都市整備課》

・自治会・町内会や住民自治協議会等と連携して危険箇所の把握や周知を図ります。

《都市整備課》

2 防災知識の普及啓発

○ 廻子市土砂災害等ハザードマップの啓発（土砂災害）【1-5 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等

・土砂災害（特別）警戒区域及び指定避難所等を地図上に示した「土砂災害等ハザードマップ」の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上や警戒避難体制の整備を図ります。

《防災安全課》

リスクへの対応方策

1 有害物質対策

○ 有害・危険物質対応資機材の整備

②住宅・都市・交通・国土保全、⑥環境・農林水産

・油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するための対応資機材の確保に取り組みます。《消防署》

○ 危険物等施設の安全対策

②住宅・都市・交通・国土保全、⑥環境・農林水産

・危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実や防災教育、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。《消防予防課》

7-5 森林等の被害による市域の荒廃

脆弱性の分析・評価

1 農地等の耐災害性の向上

- ・農地等は雨水浸透、貯留機能など、多面的な機能を有しています。農地等を適切に保全しなければ、これらの機能が失われ、災害が発生するリスクが高まります。農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う資源の適切な保全管理の取組を行う必要があります。

2 森林の整備等

- ・逗子市では広大な樹林地面積を有していますが、管理が行き届かないと土砂災害等の災害が発生する可能性が高まります。逗子市では、適切な管理ができていないことが大きな課題となっているため、適切な維持保全を進める必要があります。

リスクへの対応方策

1 農地等の耐災害性の向上

○ 農地等の適切な保全管理

⑥環境・農林水産

- ・ 農地等の耐災害性の向上のため、農地等の適切な保全管理を推進します。《経済観光課》

2 森林の整備等

○ 樹林の維持保全

⑥環境・農林水産

- ・ 市有地については樹林の採取等の維持管理や法面保護工事などの予防保全を目的とした対策を進めるとともに、民有の樹林地についても対策に取り組みます。《緑政課》

目標 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 災害廃棄物処理対策

- ・災害廃棄物を迅速かつ適正な処理がなされなければ大量のがれき等が被災地に留まることになるため、復旧、復興に影響を及ぼすおそれがあります。市では 2021 年（令和 3 年）3 月に「逗子市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、計画の実効性を高めるために、関連計画の見直しや、社会経済情勢等の変化に応じて、適宜追加・修正を行う必要があります。
- ・大量に災害廃棄物が発生することにより、災害廃棄物の運搬・分別・処理を円滑に進めることが困難になるおそれがあるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要があります。
- ・災害廃棄物仮置場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があることから、予め候補地を検討・選定しておくなどの事前措置に取り組む必要があります。
- ・人目に付かない場所での不法投棄が見受けられるため、不法投棄の防止対策を推進していく必要があります。

2 関係機関との連携強化

- ・大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、通常の廃棄物処理体制では迅速な処理が困難となり、復旧、復興の妨げになるおそれがあるため、他市町村や県と連携し、相互応援体制を強化していく必要があります。

リスクへの対応方策

1 災害廃棄物処理対策

○ 災害廃棄物の適正処理の推進

⑥環境・農林水産

- ・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画について、逗子市地域防災計画や神奈川県災害廃棄物処理計画の改定、社会経済情勢等の変化に応じて、継続的に追加・修正や計画に基づく研修等を実施し、処理の実効性向上に努めます。《資源循環課》

○ 災害廃棄物処理の支援体制の構築

⑥環境・農林水産

- ・災害廃棄物の適正処理の協力について、関係機関等や民間事業者との協定締結等を進め、協力体制の強化を図ります。《資源循環課》

○ 災害廃棄物仮置場候補地の検討・確保

⑥環境・農林水産

- ・災害廃棄物仮置場の整備を推進し、災害時における即応性と対応力を高めていきます。

《資源循環課》

○ 不法投棄等の防止

⑥環境・農林水産

- ・治安の悪化や災害廃棄物の増加を防ぐため、平時から不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止や啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施します。《資源循環課》

2 関係機関との連携強化

○ ごみ処理に係る自治体間連携の構築

⑥環境・農林水産

- ・平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組みます。《資源循環課》

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、地域住民、ボランティア等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性の分析・評価

1 地域防災力の強化

- ・迅速な復旧・復興にあたっては、逗子市の「公助」だけでは解決出来ない問題の発生が想定されるため、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」の必要性を啓発する必要があります。
- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

2 関係機関との連携強化

- ・大規模な災害が発生した場合は、逗子市単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できないおそれがあるため、応急業務等の連携が図られるよう、広域的な応援体制の整備や関係団体との災害時応援協定を締結しています。災害時に有効に機能するよう、平時から防災訓練等を通じて実効性を高めておく必要があります。

リスクへの対応方策

1 地域防災力の強化

○ 地域における支えあいの仕組みづくり

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 平時から地域の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、発災時にも互助の関係性のある地域づくり活動の活性化を図ります。また、学習会等を実施し、地域の支え合いの必要性を引き続き啓発します。《社会福祉課／防災安全課》

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・ 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

2 関係機関との連携強化

○ 災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 平時から関係団体とあらゆる災害を想定した防災訓練等を実施することにより、災害時応援協定による対応強化を図ります。《防災安全課》

○ 災害時の応援体制の整備

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町相互間の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。《防災安全課》

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、地域住民、ボランティア等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性の分析・評価

3 復旧復興体制の整備

- ・重機や重機を扱うオペレーターが不足することにより復興が遅れるおそれがあるため、平時から建設業界との連携を進める必要があります。
- ・大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることが想定されるため、迅速に市民の生活を取り戻すための対策を検討する必要があります。
- ・大規模災害時においても、迅速に復旧・復興に向けた取組を進めていくためには、自助・共助を原則としつつ、予め市内外からのボランティアの受入れ体制を整備しておく必要があります。
- ・災害時における保育の受入れ体制が整備されていないことにより、復旧・復興に従事する人材が不足するおそれがあることから、一時預かり等の支援充実を進める必要があります。

リスクへの対応方策

3 復旧復興体制の整備

○ 災害対応に不可欠な建設業との連携の推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 応急復旧活動等が円滑に進められるよう、建設業界との協力体制を整備します。

《防災安全課》

○ 震災復興マニュアルの策定等の推進

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 逗子市地域防災計画に定める復興計画の策定に向けて、復興に携わる職員の行動指針や手順等を定める（仮称）逗子市震災復興マニュアルの策定の必要性を検討します。

《防災安全課／環境都市課／企画課》

○ 災害・復興ボランティアの受入体制の確立

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・ 災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速に行うため、逗子市社会福祉協議会を中心に、運営体制の強化を図ります。《防災安全課／社会福祉課》

○ 保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実

③保健医療・福祉

- ・ 災害対応を行う人材が安心して業務に従事出来るよう、平時から地域育児強化事業の推進を図ります。《保育課》

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 浸水範囲の軽減

- ・津波や高潮等の堤防越流によって堤防が直ちに全壊することにより被害が拡大することから、浸水被害を軽減するため、河川管理施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要があります。
- ・地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能で体制を整えておく必要があります。

2 防災知識の普及啓発

- ・大規模地震により、沿岸部や田越川周辺を中心に液状化現象が発生する可能性があることから、本市に液状化危険度の高い地域が存在することについて市民に周知等を行う必要があります。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性の分析・評価

1 施設の維持管理・更新

- ・漁港施設及び海岸保全施設の老朽化が著しく、地震、津波等により漁港の機能が低下するおそれがあるため、海岸の保全は、神奈川県と連携し、対策を進める必要があります。

リスクへの対応方策

1 浸水範囲の軽減

○ 排水機材の整備

②住宅・都市・交通・国土保全、⑦リスクコミュニケーション

- ・排水ポンプの適正な管理に努めるとともに、緊急的な排水機材の調達が可能となるよう関係機関等との連携強化を図ります。《防災安全課／都市整備課》

○ 津波、高潮対策施設の整備

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・河川管理施設について、巡視・点検を行い、浚渫や修繕等を行います。《都市整備課》

2 防災知識の普及啓発

○ 液状化危険度の高い地域についての市民周知等

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・市民に対して、神奈川県が2015年（平成27年）3月に公表した地震被害想定調査結果に基づき、液状化危険度の高い地域について周知等を行います。《防災安全課》

リスクへの対応方策

1 施設の維持管理・更新

○ 逗子海岸保全活用事業の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・逗子市の重要な観光資源である逗子海岸を保全するため、漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を進め、海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取組を進めます。《経済観光課》

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性の分析・評価

2 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、平日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

3 文化財の保護

- ・大規模災害の発生により、文化財が損壊することで、文化財等の衰退や損失のおそれがあるため、災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を推進する必要があります。

リスクへの対応方策

2 地域防災力の強化**○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】**

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・ 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

3 文化財の保護**○ 文化財所有者・管理者の防災対策【1-1 再掲】**

⑤産業・物流・エネルギー

- ・ 日ごろから文化財の現況に関する情報の把握に努め、所有者等の減災・防災の意識向上を図るとともに、災害発生時における所有者等と市との連絡体制を確保します。

《社会教育課》

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 地域防災力の強化

- ・地域に自主防災組織が組織されていない場合、災害発生時に、地域の防災力の要となる共助が発揮されないおそれがあります。しかし、逗子市の世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあるため、自主防災組織の加入率は72.19%（2022年（令和4年）4月1日時点）にとどまっています。また、高齢化率が31.24%（2022年（令和4年）7月末時点）と高齢化が進んでいることもあり、組織を維持することも困難な状況にあります。
- ・市外に勤める会員が多い場合、昼間に大規模災害が発生すると、自主防災組織が機能しないおそれがあります。
- ・災害時の共助には、常日頃から地域での関係づくりが欠かせないことから、住民自治協議会や自治会・町内会が地域での活動を活発に行っている必要があります。

2 公営住宅等の迅速な提供体制の整備

- ・大規模災害により、多数の市民が被災した場合、神奈川県が供給する応急仮設住宅では住家が不足するおそれがあることから利用可能な公営住宅等の提供体制の整備や、計画的な補修、更新を進める必要があります。
- ・災害により住家が滅失した被災者は自らの資金で住宅を確保できないおそれがあることから、県と連携して応急仮設住宅可能地域の調査を推進する必要があります。
- ・罹災証明書の交付が遅滞した場合、被災者の生活再建が遅れるおそれがあることから、交付体制の整備を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 地域防災力の強化

○ 自主防災組織の強化【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 自主防災組織が独自に実施する訓練を支援したり、地域に配備する防災資機材等の購入を補助する等、自主防災活動を支援し、自主防災組織の活性化に取り組みます。

《防災安全課》

○ 住民自治協議会の支援【1-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等、⑦リスクコミュニケーション

- ・ 市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティの醸成を図るため、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援を行います。《市民協働課》
- ・ 未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援します。《市民協働課》

2 公営住宅等の迅速な提供体制の整備

○ 公営住宅等の迅速な提供体制の整備

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・ 災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備します。

《都市整備課》

○ 応急仮設住宅建設可能地域の調査

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・ 神奈川県が迅速に応急仮設住宅を供給するために必要な建設可能地調査等の事務に協力します。《都市整備課》

○ 罹災証明書の交付体制の整備

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・ 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。《防災安全課／課税課／消防予防課》

○ 公営住宅の長寿命化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・ 返子市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の修繕工事を行います。

《都市整備課》

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

3 境界情報の保全

- ・大規模災害による被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、地籍調査を推進する必要があります。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性の分析・評価

1 災害関連情報提供体制の整備

- ・災害時の混乱した状況下で、誤った情報を伝達してしまと、パニック等の混乱を招いてしまうおそれがある。正確な情報を伝達できるよう情報提供体制を整備する必要があります。
- ・各種メディアを通じた情報提供は重要な役割を担っています。災害時に本市から適切な情報提供ができなければ、各種メディアから市民に正しい情報が伝達できないおそれがあります。各種メディアへの公平かつ効率的な情報提供体制を構築していますが、今後、更に迅速かつ公正な情報提供体制や手段について検討する必要があります。

リスクへの対応方策

3 境界情報の保全

○ 地籍調査の推進

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・円滑な復旧復興を図るため、休止中である地籍調査の再開を検討します。《都市整備課》

リスクへの対応方策

1 災害関連情報提供体制の整備

○ 情報提供体制の整備【3-1 再掲】

④情報通信

- ・市ホームページ・緊急速報メールなどの情報提供ツールの活用や新たな情報伝達手段を検討し、迅速かつ正確な情報提供体制を整備します。《防災安全課》

○ メディアに対する情報提供【4-2 再掲】

④情報通信

- ・予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行います。《防災安全課／企画課》

第6章 計画の推進と進捗管理

1 本計画に基づき実施する事業

本計画に基づき本市が実施する事業は、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに進捗管理及び評価を行います。

また、事業の実施に当たっては国の交付金・補助金等を活用して、着実に推進していきます。

2 計画の見直し

本計画は、「一度策定したら見直すことなく、あとは推進するのみ」というのではなく、PDCAサイクルを繰り返し、より効率的・効果的に進捗が図られるように随時見直しを行っていくことが不可欠です。本計画の策定がPlanの部分にあたります。本計画に基づく取組の実行・推進(Do)、取組の実行・推進にかかる確認・評価(Check)、取組の見直し・改善(Action)により、強靱化の取組のさらなる充実に努めます。

なお、本計画は、国の基本計画や県の県地域計画が概ね5年ごとに見直しされること等を考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施しますが、計画期間中であっても、社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。

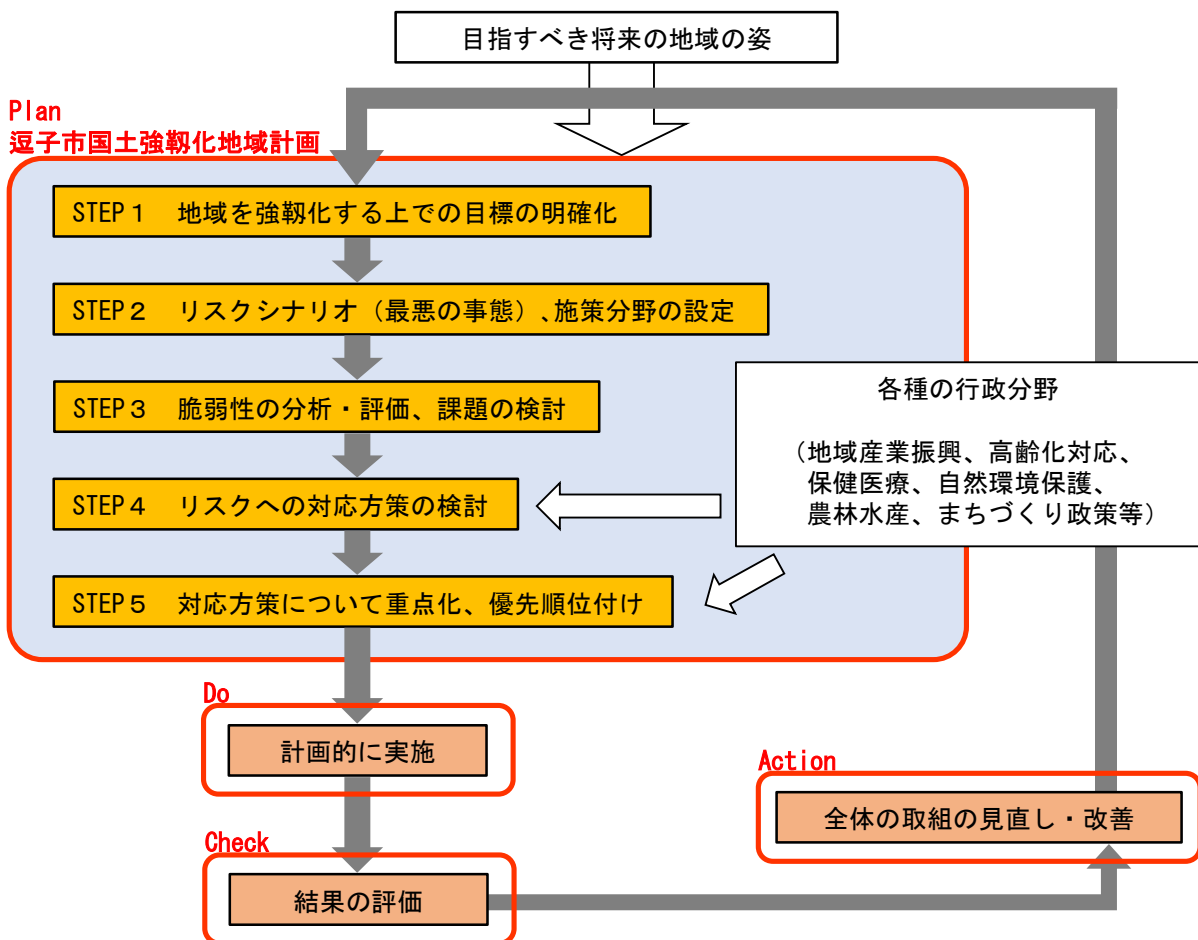


図 13 本計画の見直しイメージ

出典：内閣府官房国土強靱化推進室、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（令和4年7月）をもとに作成